

第2期こまえ子ども・若者応援プラン 実施計画（令和6年度版）案



	Page
1. 計画の目的 -----	1
2. 計画期間 -----	1
3. 計画の推進体制 -----	1
4. 4つの重点施策とそのポイント -----	2
(1) 妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	
(2) ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり	
(3) 児童虐待の予防・防止	
(4) 子どもの貧困対策の推進	
5. 重点施策の関連事業一覧 -----	4
6. 評価概要 -----	7
7. 本表の見方 -----	8
8. 年次計画 -----	9

1. 計画の目的

この計画は、令和2年3月に策定した第2期 こまえ子ども・若者応援プラン（以下「応援プラン」という。）を着実に推進していくために、重点的・優先的に取り組んでいく4つの重点施策について、令和6年度までの計画期間内に取り組む内容と手順を明らかにするものです。

この令和6年度版では、令和5年度までの各事業の進捗状況を評価し、計画最終年度に向けた事業展開を整理しています。

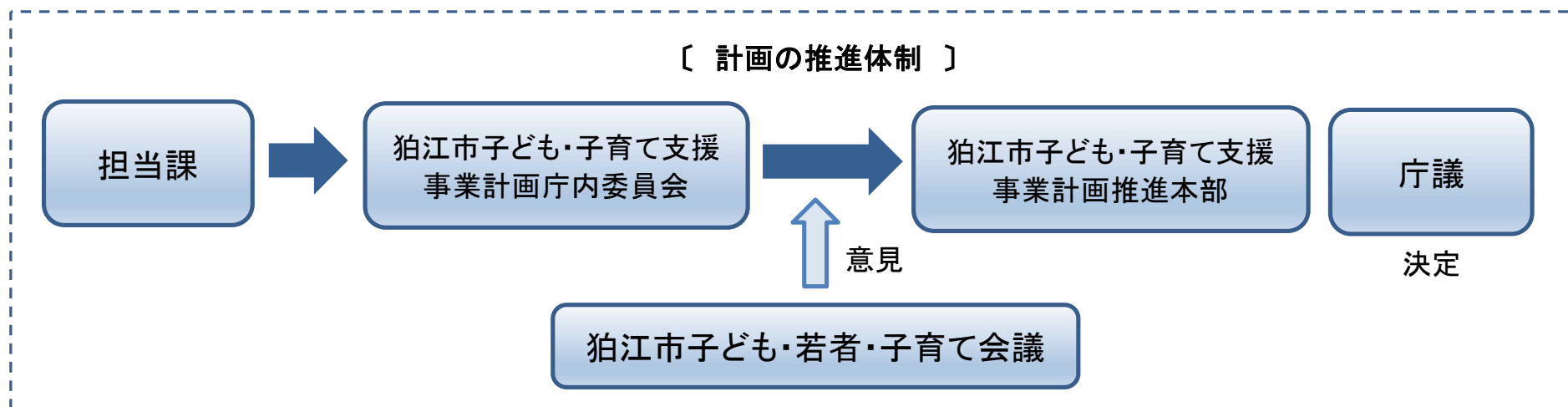
2. 計画期間

この計画の計画期間は応援プランに合わせて令和6年度までとします。令和7年度以降については、次期計画の中で整理をしていくこととなります。

また、市の財政状況のほか、各事業の進捗状況や今後の社会の変化、国の制度改正等に伴う新たな課題に対応するため、施策の変更等も含め、その状況に応じて、この計画の中に位置づけながら、具体的な施策事業として取り組んでいきます。

3. 計画の推進体制

この計画は応援プランと同様に、市長を本部長とする「狛江市子ども・子育て支援事業計画推進本部」と担当部長及び関係課長で構成される「狛江市子ども・子育て支援事業計画庁内委員会」にて全庁的な連絡・調整を行いながら、有識者、関係機関、市民、市職員で構成される「狛江市子ども・若者・子育て会議」において、毎年度計画の実施状況を点検・評価し、計画を推進していきます。



4. 4つの重点施策とそのポイント

応援プランを着実に推進していくため、計画期間中において、重点的に取り組んでいく施策です。応援プランでは以下の4つの施策を重点施策として位置づけます。

(1) 妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援

《施策のポイント》

- ・母子保健を起点とする妊娠期からの関係機関の連携による切れ目のない包括的な支援
- ・子どもや若者たちへの理解と社会とのつながりを持てる支援の推進
- ・関係機関をまたぐ相談支援を可能とする情報共有、引継ぎのしくみの構築
- ・児童発達支援センターを中心とした、子どもの発達に係る支援

ライフステージを通して切れ目のない支援を行うとともに、支援につながっていない人を早期に発見し、働きかけを行います。また、支援の拠点となる子育て・教育支援複合施設を中心に、様々な関係機関や支援機関が相互に連携し、必要に応じた情報の共有、引継ぎを行うしくみをつくり、家庭や子ども・若者に対する包括的な支援体制を構築します。

また、子どもの発達に係る支援については、地域療育システムが円滑に機能するよう、狛江市児童発達支援センターを中心に、関係機関とともに子どもの育ちを支援していきます。

(2) ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり

《施策のポイント》

- ・ちょっとしたことでも気軽に相談できる場の提供
- ・子どもや子育てと向き合うためのワーク・ライフ・バランスの推進
- ・世代や立場を超えて、身近でいろいろな価値観に触れることができる機会の創出
- ・子育て家庭との双方向コミュニケーションの実践

近年の子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。その変化に対応しながら、子育て家庭が日々の生活の中で生じる育児に対する不安や負担感を軽減し、ゆとりを持って子どもと向き合えるよう、気軽に相談できる場の提供やワーク・ライフ・バランスの推進に努めるとともに、世代や立場を超えて、身近でいろいろな価値観に触れ合える機会の創出を目指します。

また、子育てに関する様々な情報を子育て家庭に伝えていくとともに、子育て家庭と市の関係性の向上を図るため、子育て家庭との双方向のコミュニケーションを図っていきます。

(3) 児童虐待の予防・防止

《施策のポイント》

- ・子どもに関わる関係機関のネットワークの強化
- ・保護者が気軽に子どもや家庭のことを相談できる場の提供や体制整備
- ・保護者と地域住民に向けた児童虐待の防止と体罰によらない子育てに関する周知・啓発

子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与える児童虐待について、虐待が深刻化する前の早期発見・対応に向けて、子どもに関わる関係機関同士のネットワークをさらに強化するとともに、保護者が家庭の問題を抱え込み過ぎないようにするための機会を提供しながら、子どもや家庭のことを気軽に相談できる場の提供や体制整備に努めます。

また、体罰によらない子育てを推進するため、保護者と併せ広く地域住民に対し、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、周知・啓発活動に努めます。

(4) 子どもの貧困対策の推進 【子どもの生活支援推進計画】

《施策のポイント》

- ・すべての子どもが夢や希望を持って成長していけるような支援と環境整備
- ・様々な支援者による、様々な種類の支援を組み合わせた多面的な支援
- ・「体験の貧困」を補完するための子どもの居場所の確保・創出

すべての子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、心身ともに健やかに育ち、教育の機会均等が保障されるとともに、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするための支援と環境整備を推進します。

そのための子どもの貧困対策については、家庭の状況に応じて、関係機関や支援団体などの支援者が子どもや家庭に寄り添い、支援を受けることが困難な家庭も含めて、必要な情報提供を行い、生活や教育、就労、経済的支援など、様々な種類の支援を組み合わせて多面的に支援を行い、その連鎖を食い止めます。

また、子どもの成長段階において、貧困によって様々な経験の欠如がもたらされることのないよう、「体験の貧困」にも着目し、子どもが居心地の良い場所を見つけ、様々な人と関わりながら成長していけるような場の確保・創出のため、居場所づくりを進めるとともに、「体験の貧困」を補完するための事業を推進します。

5. 重点施策の関連事業一覧

■ 関連事業と担当課 ※（再掲）の事業については、重点施策ごとに年次計画を定めています。

重点施策	事業No.	事業名	政策室	地域 活性 性課	福祉保健部		子ども家庭部				教育部				Page	
					福祉 政策 課	福祉 相談 課	子 ども 若 者 政 策 課	子 ども 家 庭 課	子 ども 発 達 支 援 課	児 童 育 成 課	学 校 教 育 課	教 育 支 援 課	指 導 室	社 会 教 育 課		公 民 館
妊娠期から 青年期まで の先を見据 えた切れ目 のない包括 的支援	1-1-1	子育て・教育支援複合施設の運営							●			●				9
	1-1-2	乳児家庭全戸訪問事業の充実						●								10
	1-1-3	乳幼児健診の充実						●								11
	1-2-10	幼稚園・保育園・小学校の交流・連携							●	●			●			12
	1-5-1	児童発達支援センターの運営							●							13
	1-5-2	地域療育システムの構築、運用					●	●	●	●		●	●			14
	1-5-3	関係機関(幼稚園・保育園・学校等)との連携					●	●	●	●		●				15
	1-5-4	相談事業の充実					●	●	●	●						16
	1-5-5	乳幼児発達健康診査の充実						●								17
	1-5-6	保育園等における障がいのある子どもの受入れの推進							●	●						18
	1-5-7	児童発達支援事業の推進							●							19
	1-5-8	就学相談等の推進										●				20
	1-5-9	特別支援教育の推進										●	●			21
	1-5-10	学校における発達障がいのある児童・生徒への支援										●	●			22
	1-5-11	児童・生徒を中心とした支援ネットワークの構築										●	●			23
	1-6-1	子ども家庭支援センターの充実							●	●						24
	1-6-2	教育支援センターの充実										●				25
	1-6-3	学校における相談支援体制の強化							●	●		●				26
	1-7-6	青少年育成事業の支援・充実					●							●		27
	2-1-1	妊婦面談の充実							●							28
2-1-2	妊婦健診の充実							●							29	
2-1-3	産後ケアの検討							●							30	
2-1-7	専門職による相談の実施							●							31	
2-1-8	母子訪問指導の実施							●							32	

重点施策	事業No.	事業名	政策室	地域 活性 課	福祉保健部		子ども家庭部				教育部					Page	
					福 祉 政 策 課	福 祉 相 談 課	子 ど も 若 者 政 策 課	子 ど も 家 庭 課	子 ど も 発 達 支 援 課	児 童 育 成 課	学 校 教 育 課	教 育 支 援 課	指 導 室	社 会 教 育 課	公 民 館		
ゆとりを 持って子ど もと向き合 える子育て 環境づくり	2-2-1	子どもに係る総合相談窓口の開設							●							33	
	2-2-2	専門性のある多様な相談体制の充実					●	●	●	●							34
	2-2-4	多様な媒体による情報提供と双方向コミュニケーションの推進					●										35
	2-2-5	身近な交流の場の提供				●		●	●	●							36
	2-2-8	子育てや家庭教育に関する学びの機会の充実					●	●	●						●		37
	2-2-9	子育て仲間づくり・子育てグループ・子育てサークルの育成・支援					●	●	●	●					●		38
	2-3-1	男女共同参画推進計画の推進	●														39
	2-3-2	市民に向けたワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発活動	●	●			●										40
	2-3-3	事業所との協働推進	●	●													41
	3-2-9	世代間・異年齢交流の促進		●	●				●	●				●	●		42
児童虐待の 予防・防止	1-8-1	相談・カウンセリング事業の推進						●				●				43	
	1-8-2	児童虐待防止に向けた周知・啓発と関係機関の連携						●								44	
	1-8-3	社会的養護に関わる人材の確保、育成						●								45	
	1-8-4	子どもの権利条約の普及啓発	●				●	●		●		●				46	
	1-8-5	DV等への相談支援の充実					●									47	
	1-8-6	スクールソーシャルワーカーの活動推進										●				48	
	2-2-1(再掲)	子どもに係る総合相談窓口の開設							●							49	
	2-2-2(再掲)	専門性のある多様な相談体制の充実					●	●	●	●							50
	2-2-3	養育支援訪問事業の充実						●	●								51
	2-2-8(再掲)	子育てや家庭教育に関する学びの機会の充実					●	●	●						●		52
子どもの貧 困対策の推 進	1-1-7	乳幼児の医療費助成の実施					●									53	
	1-1-8	義務教育就学児の医療費助成の実施					●									54	
	1-1-9	高校生世代の医療費助成の検討					●									55	
	1-3-1	学童クラブの拡充								●						56	
	1-3-2	放課後子ども教室事業（KoKoA）の推進								●						57	
	1-3-3	新・放課後子ども総合プランの推進								●						58	
	1-3-4	児童館・児童センターの充実								●						59	

6. 評価概要

◆評価の方法と決定までのプロセス

この実施計画では、第2期 こまえ子ども・若者応援プラン（以下「応援プラン」）の事業のうち重点施策の関連事業を評価しています。

この関連事業の評価はまず各事業の担当課が行い、狛江市子ども・子育て支援事業計画庁内委員会にて、必要な調整を行いました。その後、狛江市子ども・若者・子育て会議において意見をいただいた上で、狛江市子ども・子育て支援事業計画推進本部を経て、最終決定をしました。

◆基準と評価結果

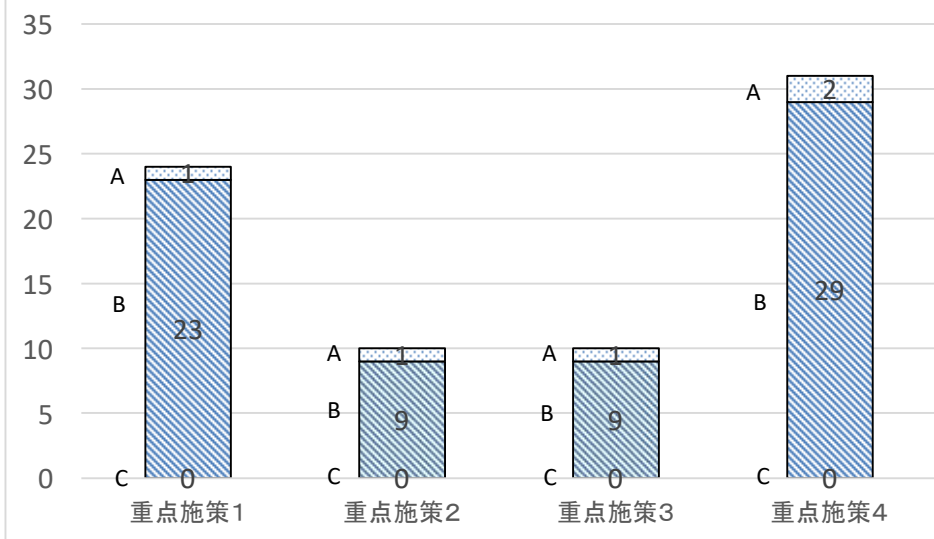
今回の評価は、各事業の年次計画に記載されている各項目における令和5年度の実施状況を確認したうえで、事業全体を俯瞰した観点から総合的な評価を行いました。この評価の結果は、以下のとおりです。

評価	評価基準	評価結果
A	年次計画に沿って進捗、かつ最終目標も達成	5
B	年次計画に沿って進捗しているが、最終目標は未達成	70
C	年次計画が未達成	0
D	まったく進捗していない	0

A評価

- ・ p.30 事業2-1-3 産後ケアの検討
- ・ p.33 事業2-2-1 子どもに係る総合相談窓口の開設
- ・ p.49 事業2-2-1（再掲） 子どもに係る総合相談窓口の開設
- ・ p.54 事業1-1-8 義務教育就学児の医療費助成の実施
- ・ p.55 事業1-1-9 高校生世代の医療費助成の検討

第2期こまえ子ども・若者応援プラン実施計画(令和6年度版)
評価一覧



7. 本表の見方

「第2期 こまえ子ども・若者応援プラン」で定めた各事業の内容

- ・事業名
- ・事業内容
- ・令和6年度までの目標

前年度までの取り組み状況、評価とその理由、今後の課題

計画期間における各担当課ごとの関連事業と各年次の取組内容

※今回は、令和5年度以降の事業を見直し

8. 年次計画		
① 事業情報	重点施策 1 妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要 子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターが、センターごとに子育て家庭への適切な相談対応を行うだけでなく、各センター間の密な連携を通して、子どもたちの健やかな発達に寄与する。また、市内の関係機関との円滑な情報共有を積極的に行い、切れ目のない支援を実現するための市の子育ての中核機関となるような運営を進める。 その運営については継続的に検証を行い、より良い支援が実施できるよう、事業の改善を図っていく。
	基本施策 1-1 子どもの健やかな成長に向けた支援	
	事業名 1-1-1 子育て・教育支援複合施設の運営	
	担当課 子ども発達支援課／教育支援課	
令和6年度までの目標・方針		
3つのセンターが密に連携して相談対応や情報共有等を行い、切れ目のない支援を提供できる体制を構築し、市の新たな子育てや教育の支援拠点としての確立を目指す。また、複合施設に専門的な知見から支援するアドバイザーを設置し、評価・検証を行いながら、より良い運営につなげる。		
② 取組・評価	前年度課題の取組 【子ども発達支援課・教育支援課】各支援センターが個別の相談に適切に対応するとともに、子ども家庭支援センターに設置した総合相談窓口では、子どもや家庭に関するあらゆる相談を受け付けて必要に応じて関係機関(虐待が疑われる場合は虐待ワーカー、子どもの総合相談窓口での相談受理件数164件、児童発達支援センターでの相談受理件数161件のうち関係機関へつなげ、教育支援センターにケースの引継ぎ(1件)。アドバイザーからは、事業実施の進捗を確認し、教育支援センターでは利用する児童発達支援センターとの新たな連携、支援の方策を見出した。	前年度の取組に対する評価 R2 R3 R4 R5 R6 B B B
	見本	
③ 年次計画	令和2年度 令和3年度	令和6年度 担当課
	子ども家庭支援センターの運営・事業 (実施)	子ども発達支援課
	児童発達支援センターの運営・事業 (実施)	
	3センターによる連携会議 (実施)	
	アドバイザーの活用 (実施) (活用方法の検討) × (実施)	
	教育支援センターによる支援事業 (実施)	
実績	計画	

年次計画に記載したものの当該年度に実施できなかった取組には「×」を記載しています。

令和6年度の年次計画は、令和5年度の取組を受けて、必要に応じて修正を加えています。

8. 年次計画

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要	子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターが、センターごとに子育て家庭への適切な相談対応を行うだけでなく、各センター間の密な連携を通して、子どもたちの健やかな発達に寄与する。また、市内の関係機関との円滑な情報共有を積極的に行い、切れ目のない支援を実現するための市の子育ての中核機関となるような運営を進める。 その運営については継続的に検証を行い、より良い支援が実施できるよう、事業の改善を図っていく。
	基本施策	1-1	子どもの健やかな成長に向けた支援		
	事業名	1-1-1	子育て・教育支援複合施設の運営		
	担当課	子ども発達支援課／教育支援課			

令和6年度までの目標・方針	
3つのセンターが密に連携して相談対応や情報共有等を行い、切れ目のない支援を提供できる体制を構築し、市の新たな子育てや教育の支援拠点としての確立を目指す。また、複合施設に専門的な知見から支援するアドバイザーを設置し、評価・検証を行いながら、より良い運営につなげる。	

② 取組・評価	前年度課題取組	【子ども発達支援課・教育支援課】各支援センターが個別の相談に適切に対応するとともに、子ども家庭支援センターに設置した総合相談窓口では、子どもや家庭に関するあらゆる相談を受け付けて必要に応じて関係機関（虐待が疑われる場合は虐待対策ワーカー、子どもの発達に係る相談の場合は児童発達支援センター等）へつないだ（令和5年度総合相談窓口での相談受理件数164件のうち関係機関へつないだ件数33件。令和4年度総合相談窓口での相談受理件数161件のうち関係機関へつないだ件数44件）。児童発達支援センターでは、切れ目のない貫した支援に向け、教育支援センターにケースの引継ぎを行った（児童発達支援センターから教育支援センターに引き継いだ件数34件）。アドバイザーからは、事業実施の過程で、発達サポーター育成講座修了者の活用方法などについて助言をいただいた。教育支援センターでは利用する児童・生徒が、子ども家庭支援センターを利用する幼児との交流を企画、実行。新たな連携、支援の方策を見出した。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B		
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	子ども家庭支援センターの運営・事業 (実施)					子ども発達支援課
	児童発達支援センターの運営・事業 (実施)					
	3センターによる連携会議 (実施)					
	アドバイザーの活用 (実施) (活用方法の検討) → ✕ → (実施)					
	教育支援センターによる支援事業 (実施)					
実績					計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要 生後4か月以内の乳児のいる家庭を訪問して、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等や必要な助言を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげる。(こんには赤ちゃん事業)
	基本施策	1-1	子どもの健やかな成長に向けた支援	
	事業名	1-1-2	乳児家庭全戸訪問事業の充実	
	担当課	子ども家庭課		

令和6年度までの目標・方針
継続して事業を実施しながら、妊婦面談の情報を円滑に引き継ぐためのしくみづくりを検討し、適切なサービスを提供する。

② 取組・評価	前年度課題の取組	<p>こんには赤ちゃん事業を実施した。(令和5年度504件(対象家庭数490件)、令和4年度489件(対象家庭数524件))。妊婦面談での情報を訪問指導員に申し送り、妊娠期からの課題を共有し、適切なサービスの情報提供等を行った。令和5年度より出産・子育て応援交付金事業を開始し、訪問実施率が向上した。里帰り等で訪問できない家庭には、里帰り先で訪問を受けて頂く、来所面談で対応する等で対応した。なお、訪問に至らなかった家庭については、転出や長期里帰り等の理由を追っており、理由なく連絡が取れない家庭については、3~4か月健康診査での確認や、子ども家庭支援センターと連携し対応している。</p> <p>令和2年度より、産後の母親に対して効果的な支援を行うことを目的として、エジンバラ産後うつ病質問票(産後うつ病のリスク度の判定に役立つ)の活用を開始した。子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言を行うことで、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスが提供できるようにしている。このエジンバラ産後うつ病質問票は令和2年度に導入を開始し、スタッフのスキルアップを課題としていた。そこで、令和5年度も令和4年度に引き続き、訪問指導員研修を2回実施し、講義や事例検討を通して能力向上に努めた。</p>	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B		
		<p>【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため「B評価」とする。</p>					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	<p>こんには赤ちゃん事業 (実施)</p> <p>妊婦面談事業からの情報共有 (実施)</p>					子ども家庭課
	実績					計画

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要 3～4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査と乳児個別健康診査を実施し、乳幼児の健康の保持・増進と親の育児不安の解消に努めるとともに、乳幼児の疾病や障がい等を早期に発見し、適切な指導を行い、併せて、1歳6か月児健診で、むし歯予防についての知識を広めるとともに、保健指導を実施する。
	基本施策	1-1	子どもの健やかな成長に向けた支援	
	事業名	1-1-3	乳幼児健診の充実	
	担当課	子ども家庭課		

令和6年度までの目標・方針

引き続き、乳幼児の健康保持・増進及び保護者の育児不安の解消に向けた健診体制の充実を図り、未受診者の全数状況把握と適切な支援・指導に努める。むし歯予防については、引き続き、り患率を下げるよう指導内容を検討し充実させる。

② 取組・評価	前年度課題の取組	1歳6か月児健診と3歳児健診は、安全面等を考慮して集団健康診査にて実施した。3～4か月児健康診査は令和4年度に引き続き、医療機関での個別健康診査とし、体調や利便性を考慮して健康診査が受けられる体制を継続した。むし歯予防については、感染予防に配慮し歯科相談事業を実施した。妊産婦歯科健診とフッ素塗布は歯科医院に委託し、乳幼児の歯科健診と予防処置をあいとびあセンターで実施した。あいとびあセンターでは、平日の決められた日程での事業となり、質の高さは保てても、共働きの保護者の増えた現状では、一部受診の難しい市民に対しての受診の工夫をしていくことが課題である。					前年度の取組に対する評価				
							R2	R3	R4	R5	R6
							B	B	B	B	
【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。											

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	3～4か月児健康診査 (実施)					子ども家庭課
	1歳6か月児健康診査 (実施)					
	3歳児健康診査 (実施)					
	歯科相談事業 (実施)					
	(事業形態の見直し)					
			フッ素塗布事業 (実施)			
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要	幼稚園・保育園・小学校の関係者の連携を深め、情報交換や学習の機会を設けるとともに、子どもたちの交流も推進する。 また、就学時健康診断や就学説明会にて、学校生活について保護者に理解を促すとともに、生活習慣の確立の重要性について啓発していく。 さらには、幼・保・小の連携に向けて、就学前の子どもについて情報共有を図り、円滑な就学につなげるため、子ども家庭支援センターの運営協議会や児童館・児童センターの運営委員会の中で、意見交換を行う。
	基本施策	1-2	幼児教育の振興と、保育における量の確保・質の向上		
	事業名	1-2-10	幼稚園・保育園・小学校の交流・連携		
	担当課	子ども発達支援課／児童育成課／指導室			

令和6年度までの目標・方針

引き続き、就学時健康診断や就学説明会などの機会を活用しながら、学校生活や生活習慣の確立の重要性について、保護者の理解促進につなげる。小学校では、幼稚園・保育園と適切な連携が図れるよう、教育課程相談時等の機会を活用し、情報共有していくとともに、子ども家庭支援センターや児童館・児童センターの会議体などで定期的な情報交換を行いながら、狛江の子育てを考える会のイベント周知などを継続して行う。

② 取組・評価	前年度の取組	【子ども発達支援課】子ども家庭支援センター運営会議(子ども家庭支援センター運営協議会)を開催し、事業報告とともに、出席委員全員から意見を聞き取り、特に、子ども家庭支援センター利用者である委員から、今の子育て世帯が求めているサービスを直接聞くことで、今後の新しいサービスを企画していく上で有用な情報交換をすることができた。 【児童育成課】児童館・児童センターの運営委員会は、会議を2回実施し、関係機関との情報共有を行うことができた。毎年度実施している幼・保・小連絡懇談会についても、2回実施し、関係機関との情報共有を行うことができた。 【指導室】各小学校においては、新入生(1年生)が保育施設等での遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎としながら、新しく始まる小学校生活で主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことができるようにするスタートカリキュラムを各校の実態に合わせて教育計画に位置付けている。また、各小学校では、入学前に新入生説明会等を開催し、学校生活のきまりや規則正しい生活等について保護者向けの資料を配布し啓発を図っている。新型コロナウイルス感染症による制限も解除されたことにより、全小学校で幼稚園、保育園との直接交流が実施できた。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	子ども家庭支援センターの運営協議会による幼・保の情報共有 (実施)					子ども発達支援課
	児童館・児童センターの運営委員会による幼・保・小の情報共有 (実施) X	(実施)				児童育成課
	幼・保・小連絡懇談会 (実施)					
	教務主任会・教育課程説明会でのスタートカリキュラムに関する情報共有 (実施)					指導室
	就学時健診等での生活習慣確立の重要性についての啓発 (実施)					
実績					計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要	児童発達支援センターが市の発達支援の中核となり、子どもの発達に不安を感じている保護者が切れ目のない支援を受けながら将来の見通しを立て、安心して子育てができるように、関係機関と連携しながら円滑なセンターの運営に取り組む。
	基本施策	1-5	子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進		
	事業名	1-5-1	児童発達支援センターの運営		
	担当課	子ども発達支援課			

令和6年度までの目標・方針	
関係機関との連携を図りながら、相談事業や発達支援事業を推進するとともに、利用者や支援者の意見を踏まえながら、より良い支援体制を構築する。	

② 取組・評価	<p>前年度課題取組</p> <p>児童発達支援センターでは、一般相談、計画相談、医療相談等の相談支援、通所支援、保育所等訪問支援などの事業を実施し、早期療育が必要な子どもや保護者の支援を行った(令和5年度一般相談・計画相談:延1,234件、医療相談:延8件、保育所等訪問支援:1人、延6回)。令和4年度に引き続き、多くのクラスが4月に定員に達してしまう中、可能な限り個別指導による児童の受入れを行った。</p> <p>少子化の一方で、発達面の課題を抱える児童数が設立当時の計画で想定していた以上の需要があり、施設規模の都合上、事業の拡大は困難であるため、ばる等の事業所との連携等がこれまで以上に必要になってくる。医療的ケアを必要とする児童を通所支援で1人受け入れた。また、児童発達支援センターに通っている保護者に対し、子どもへの接し方を学ぶペアレントプログラム(全6回×2クラス、延参加者数10人)や、支援者向け研修会(1回、受講者43人)、市民向け研修会(1回、受講者40人)を実施した。児童発達支援センターでは、2回/年の運営会議(運営協議会)を実施し、事業内容について意見を伺った。発達サポーター養成講座(子育てサポーター養成講座)では2段階のステップアップ講座(受講修了者27人)と、既存の修了者を対象にフォローアップ講座(受講者31人)を実施した。また、受講修了したサポーターの現場への導入に向けて、学校と調整を行った。</p> <p>3センター連携会議では、ケースを円滑に引き継ぐための連携方法などの話し合い等を月1回程度実施し、3センター間での情報共有や課題解決に努めた。</p>	前年度の取組に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	
<p>【評価の理由】</p> <p>年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。</p>						

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	相談支援(一般相談、計画相談等)					子ども発達支援課
	(実施・検証)					
	児童発達支援(通所支援)					
	(検討・準備) (実施・検証)					
	心理士・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士等による保育所等訪問支援					
	(検討・準備) (実施・検証)					
地域支援 (市民・保護者向け研修講座や懇親会、各種勉強会、自助グループの支援等)						
(実施)						
児童発達支援センターの運営協議会の開催						
(検討) (実施)						
子育てサポーター養成講座の実施						
(実施)						
3センターによる連携会議						
(実施)						
	実績				計画	

① 事業情報

重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要 要 児童発達支援センターを中心に療育相談や巡回相談を行い、乳幼児期から学齢期までの子どもに対して、学校を含む関係機関が連携し、一貫した療育体制の構築、運用に取り組む。 教育支援センターにおいても、専門教育相談員による発達の相談や就学指導に合わせた保護者相談、学校相談のほか、就学前の子どもを対象とした就学支援シートの作成を通じて、適切な就学指導を推進する。 また、狛江市版サポートブック「レインボーファイル」の配布を進めるとともに、小中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会を年間複数回実施し、継続して児童・生徒を観察することで適切な指導につなげる。
基本施策	1-5	子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進	
事業名	1-5-2	地域療育システムの構築、運用	
担当課	福祉相談課／高齢障がい課／子ども家庭課／子ども発達支援課 ／教育支援課／指導室／児童育成課		

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、各関係機関において、個々の子どもの状況に応じた適切な対応を図るとともに、児童発達支援センターを中心に、市における療育相談及び支援のシステムを構築して運用し、関係機関や事業所等とともに、すべての子どもの育ちを支援する。また、障がい児通所支援を利用する子どもの保護者に対して、申請時等に「レインボーファイル」の配布を行い、利活用の仕方を丁寧に説明していく。	

② 取組・評価

前年度課題の取組	【福祉相談課】乳幼児期から青年期までの一貫した支援に向けて、初めて発達の相談を行う保護者等に対して「レインボーファイル」の配布を継続して行っており、効果的な活用につなげるため利用目的や利用方法を丁寧に説明している。ファイルの用紙は、市ホームページからPDFデータとしてダウンロードできるとともに、パソコン入力してデータ保存ができるようにする等、利便性の向上に努めている。令和5年度は、障がい児通所支援の利用申請時以外にも、特別支援学校等においても周知を行い、普及啓発に努めた。 【子ども家庭課】乳幼児健康診査、心理相談(令和5年度24回:延147人。令和4年度24回:延137人)、ことばの相談(令和5年度10回:延30人。令和4年度11回:延42人)、発達健康診査(令和5年度11回:延26人。令和4年度11回:延19人)を実施し、子どもの状況に応じた支援を実施した。各事業より、必要に応じて児童発達支援センターを案内し、適切な相談へとつなげた。 【子ども発達支援課】各支援センターにおいて切れ目のない一貫した支援に向け、成長過程に応じた支援センターへの紹介や引継ぎ、情報共有を行った(児童発達支援センターから教育支援センターに引き継いだ件数34件)。保育園や学童の巡回相談を実施し、市内の認可保育所、認定こども園、私立保育園等41か所、延388人の困り感のある子どもに対し、心理士や言語聴覚士等の専門家がスタッフに具体的な対応方法をアドバイスした。また、児童発達支援センター、ばるとの連携会議を11回開催し、両事業者との課題共有や協業について検討し、連携を深めた。多職種で構成する児童発達支援センター運営会議の委員をメンバーとして、児童発達支援センター運営会議の中で地域支援ネットワーク会議を開催し、委員の所属する機関の現状や課題などについて意見交換を行った。 【教育支援課】教育支援センターや児童発達支援センターで関わっている子どもたちの情報を共有することで、円滑な就学相談に結び付けることができた。子どもの能力や適性に沿った教育が受けられるよう就学・転学相談を実施した(令和5年度208件。令和4年度179件)。また、令和6年度に就学した医療的ケア児について、学校等と受入れのための調整を行った。 【指導室】これまで同様、各学校において、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を複数回開催するとともに、SC及びSSW、その他関係機関とも連携しながら継続して児童・生徒の指導、支援につなげることができた。	前年度の取組に対する評価												
	<table border="1"> <tr> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> <tr> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </table>					R2	R3	R4	R5	R6	B	B	B	B
R2	R3	R4	R5	R6										
B	B	B	B											
【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため「B評価」とする。														

③ 年次計画

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
レインボーファイルの配布及び活用促進 (実施)					福祉相談課
ばるとの療育事業 (実施) (児童発達支援センターとの連携や役割の検討)		(※子ども発達支援課へ)			高齢障がい課
乳幼児健康診査、心理相談、ことばの相談、発達健康診査 (実施)					子ども家庭課
地域支援ネットワーク会議の開催 (検討)	(実施) X	(実施)			子ども発達支援課
巡回相談の一本化 (検討・検証)		(実施)			
相談支援(一般相談、計画相談等) (実施)					
ばるとの組織的な連携や役割の検討 (実施)					
		ばるとの療育事業 (実施)			児童育成課
言語聴覚士・作業療法士・心理士等による保育所等への巡回相談 (実施)		(実施)			
言語聴覚士・作業療法士・心理士等による保育所等への巡回相談 (実施)		(※子ども発達支援課へ一本化)			教育支援課
教育支援センターによる相談支援等 (実施)					
就学相談 (実施)					
		(医療的ケア児を含めた相談の実施)	(医療的ケア児の受入)		指導室
校内委員会を通じた適切な指導・支援 (実施)					
実績				計画	

① 事業情報

重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要 発達障がいの子どもの支援の充実のため、健康推進課や子ども発達支援課、子ども家庭支援センター、教育支援センター、幼稚園、保育園など、子どもの支援に関わる機関等とのネットワークを強化し、支援体制を整備する。 療育に関わる関係機関の連絡調整のための会議や、運動を通して発達を促す「運動療育事業」等の発達障がいの子どもの支援する事業を実施する。
基本施策	1-5	子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進	
事業名	1-5-3	関係機関(幼稚園・保育園・学校等)との連携	
担当課	福祉相談課／高齢障がい課／子ども家庭課／子ども発達支援課 ／児童育成課／教育支援課		

令和6年度までの目標・方針

必要に応じて、関係機関とのカンファレンスなどを通じて、発達障がいのある子どもや保護者に対しての支援の充実を図るほか、児童発達支援センターを中核とした地域療育支援体制づくりを進める。

② 取組・評価

前年度の取組	【福祉相談課】保護者からの相談に応じ、事前に承諾を得た児童・生徒については、療育を目的とした未就学児への児童発達支援(延1,296件)や就学児への放課後等デイサービス(延2,527件)、保育所等訪問支援(延135件)の支給決定を行うとともに、計画相談支援事業所や通所事業所、健康推進課、子ども発達支援課、児童発達支援センター、教育支援センター、小・中学校等の関係機関と情報共有しながら、適切な時期に支援内容の見直しを行い、個々の子どもの発達段階に応じた支援に努めた。	前年度の実績に対する評価				
	【子ども家庭課】乳幼児健康診査や各種相談事業を実施し、発達に心配のある子どもやその保護者に対し、児童発達支援センター等の適切な相談につながるよう保健師による支援を実施した。	R2	R3	R4	R5	R6
	【子ども発達支援課・教育支援課】多職種で構成する児童発達支援センター運営会議の委員をメンバーとして、児童発達支援センター運営会議の中で地域支援ネットワーク会議を開催し、委員の所属する機関の現状や課題などについて意見交換を行った。また、児童発達支援センターは実務者連絡会の代替として、障がい児サービス事業者が集まる障害福祉サービス等事業所連絡会に出席し、関係事業者とのネットワーク構築に努めた。アドバイザーからは、事業実施の過程で、発達サポーター育成講座修了者の活用方法などについて助言をいただいた。教育支援センターでは利用する児童・生徒が、子ども家庭支援センターを利用する幼児との交流を企画、実行。新たな連携、支援の方策を見出した。 【児童育成課】毎年度実施している幼・保・小連絡懇談会については、2回実施し、関係機関との情報共有を行うことができた。	B	B	B	B	

【評価の理由】
年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。

③ 年次計画

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
関係機関等と連携した相談及び支援の実施 (実施)					福祉相談課
実務者連絡会への参加・情報共有 (実施) X	地域支援ネットワーク会議への参加 (実施) X	※事業見直しにより参加見送り。必要に応じて情報共有により連携。			高齢障がい課
保健師による発達相談・関係機関との情報共有 (実施)					子ども家庭課
実務者連絡会への参加・情報共有 (実施) X	地域支援ネットワーク会議への参加 (実施)				子ども発達支援課
地域支援ネットワーク会議の開催 (検討)	(実施) X				子ども発達支援課
アドバイザーの活用 (活用方法の検討)	(実施) X	(実施)			子ども発達支援課
実務者連絡会の開催 (検討)	(実施)				児童育成課
幼・保・小連絡懇談会 (実施)					児童育成課
教育支援センターによる支援事業 (実施)					教育支援課
実務者連絡会への参加・情報共有 (実施) X	地域支援ネットワーク会議への参加 (実施)				教育支援課
実績				計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要	子どもの発育・発達について、相談内容に応じた情報の提供や各種サービスの調整等を行う。 子どもの発育等については、専門職が相談を受け付けるほか、幼稚園・保育園への巡回指導、保護者向けの講演会を実施するほか、小児科医師、臨床心理士による子ども発達相談（療育相談）を実施する。
	基本施策	1-5	子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進		
	事業名	1-5-4	相談事業の充実		
	担当課	福祉相談課／子ども家庭課／子ども発達支援課／児童育成課			

令和6年度までの目標・方針
就学前の子どもを持つ保護者の方に対して、専門職（保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士）の相談を実施するとともに、利用者のニーズに合わせた相談を充実させる。 また、相談につながる体制づくりを進める。

② 取組・評価	前年度取組	【福祉相談課】発達に課題のある子どもや保護者に対し、その方のニーズに応じて療育、保健、医療等の相談窓口の紹介や支援サービスの情報提供等を行った。また保護者から得た専門相談の結果等の情報を基に、関係機関と連携しながら、適切な療育が受けられるよう、障がい福祉サービスの支給決定を行った。障がい児福祉サービスのセルフ・プランによる利用率については、依然として割合は高いものの、地域自立支援協議会における地域課題の検討や共有を通じ、既存の相談支援事業所が学齢期の障がい児の計画相談を新たに担う等、専門職の相談へ繋がる体制づくりに進捗が見られた。 【子ども家庭課】育児相談事業を実施した（令和5年度延295人、令和4年度延396人）。随時、専門職による電話相談を実施した。妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、支援プランの作成や包括的な支援を行うため、子育て世代包括支援センターをあいどぴあセンターに設置し切れ目のない支援を目指している。 【子ども発達支援課】児童発達支援センターでは、サービスに係る一般相談、サービス利用計画に係る計画相談、通所支援、保育所等訪問支援などの事業を実施し、早期療育が必要な子どもや保護者の支援を行った（令和5年度一般相談・計画相談：延1,234件、医療相談：延8件、保育所等訪問支援：1人、延6回。令和4年度一般相談・計画相談：延1,028件、医療相談：延7件、保育所等訪問支援：2人、延13回）。また、児童発達支援センターでは医療的ケアを必要とする児童を通所支援で1人受け入れたほか、児童発達支援センターに通っている保護者に対し、子どもへの接し方を学ぶペアレントプログラム（全6回×2クラス、延参加者数10人）や支援者向け研修会（1回、受講者43人）、市民向け研修会（1回、受講者40人）を実施した。心理士や言語聴覚士等の専門家が保育園や学童保育所等（41か所）を巡回し、困り感のある子ども（延388人）への具体的な対応方法についてアドバイスを行う巡回相談を実施し、職員のスキルアップを図った。また、公立保育園等（5園）を巡回し、サッカーなどの運動を通じて発達に課題を抱える園児等に対し身体の使い方を指導する運動療育事業を実施した。	前年度取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
関係機関と連携した相談及び支援 （実施）						福祉相談課
保健師等による育児相談 （実施）						子ども家庭課
心理士・作業療法士・理学療法士による保育所等訪問支援 （実施）						子ども発達支援課
巡回相談の一本化 （検討・検証）						
相談支援（療育一般相談、計画相談等） （実施）						
言語聴覚士・作業療法士・心理士等による保育所等への巡回相談 （実施）						児童育成課
言語聴覚士・作業療法士・心理士等による保育所等への巡回相談 （実施）						
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要 乳幼児健康診査等において発達の遅れが心配される乳幼児に対し、発達に重点を置いた健康診査を行い、障がいの早期発見・早期療育を図るほか、健康診査で気になる子どもは、「いるかグループ」、「くじらグループ」等でフォローアップするとともに、療育が必要な場合は子ども発達相談（療育相談）などの専門的な相談へつなげる。
	基本施策	1-5	子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進	
	事業名	1-5-5	乳幼児発達健康診査の充実	
	担当課	子ども家庭課		

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、乳幼児健診や療育相談、教育機関からつながった児童に対し、各種相談をはじめ、サービスや医療機関情報を提供するほか、児童発達支援センターとの連携を図り、事業内容を充実させる。	

② 取組・評価	前年度の取組 乳幼児健康診査の結果、発達に心配のある乳幼児に対し、発達健康診査(令和5年度11回:延26人。令和4年度11回:延19人)や心理相談(令和5年度24回:延147人。令和4年度24回:延137人)等を実施した。心理経過観察グループのいるかグループ(令和5年度24回:延101組。令和4年度24回:延103組)、くじらグループ(令和5年度12回:延48組。令和4年度11回:延37組)を実施した。グループの実施においては、安全面を配慮し定員を少人数とした。安全面を考慮しながらも今後は状況に応じて事業内容を見直していく必要がある。引き続き、乳幼児健診や療育相談、教育機関からつながった児童に対し、各種相談をはじめ、サービスや医療機関情報を提供するほか、児童発達支援センターとの連携を図り実施している。	前年度の取組に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	乳幼児健康診査時による発達健康診査 (実施)					子ども家庭課
	いるかグループ、くじらグループ (実施)					
	児童発達支援センターとの連携・情報共有 (実施)					
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要 保育園、学童クラブ、放課後子ども教室(KoKoA)への障がいのある子どもの受入れを拡充し、保育園では、すべてのクラスで集団保育が可能な中程度以下の障がい児保育を実施する。また、放課後子ども教室では、特別支援学級の児童に相談に応じた受入れや各児童に合わせた見守りを行うほか、学童クラブでは、指定管理事業者と調整しながら障がいのある子どもの受入れを行う。
	基本施策	1-5	子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進	
	事業名	1-5-6	保育園等における障がいのある子どもの受入れの推進	
	担当課	子ども発達支援課／児童育成課		

令和6年度までの目標・方針	
障がい児通所支援を利用する子どもの保護者に対して、施設の利活用を促すほか、学童クラブにおける障がいのある子どもたちの受入れ拡大を検討するとともに、医療的ケア児についても、受入れに向けた課題の整理を行う。	

② 取組・評価	前年度の課題の取組	【子ども発達支援課】早期療育につながるよう、ひだまりセンターのパンフレットや児童発達支援センターで行う事業のチラシを作成し、各関係機関に配布した。また、保護者からの依頼を受け、発達に課題を抱える子どもが通っている保育園等において過ごしやすい環境を整える保育所等訪問支援(令和5年度:1人、延べ6回、令和4年度:2人、延13回)や、心理士や言語聴覚士等の専門家が保育園や学童保育所等(41か所)を巡回し、困り感のある子ども(延388人)への具体的な対応方法についてアドバイスを行う巡回相談を実施し、スタッフのスキルアップを図った。また、公立保育園等(5園)を巡回し、サッカーなどの運動を通じて発達に課題を抱える園児等に対し身体の使い方を指導する運動療育事業を実施した。児童発達支援センターでは医療的ケアを必要とする児童を通所支援で1人受け入れた。	前年度の取組に対する評価				
		【児童育成課】保育園では、コーディネーターと連携をして受け入れに向けた情報共有をし、認可保育施設へ入所内定が出た障がい児については、園の職員配置等調整及び受入れにあたって保護者との面談等を行った上で、入所決定をしている。しかしながら、昨今の保育士不足により、今後受入れが難しい施設が増える可能性があることが課題である。医療的ケア児については、「狛江市医療的ケアを必要とする児童に対する保育の実施に関する要綱」及び「医療的ケア児の保育所受入れガイドライン」に基づき、1人の受入を行った。学童クラブでは、障がい児及び医療的ケア児の受入れについては、入所者決定の時点で各学童クラブと職員配置等調整を行い、入所決定を行っている。しかしながら、放課後児童支援員も不足しており、必要な人員の確保が課題である。	R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	保育園との連携・保護者への情報提供 (実施)					子ども発達支援課
	巡回相談の一本化 (検討・検証)	(実施)				
	心理士・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士等による保育所等訪問支援 (実施)					児童育成課
	保育園等における障がい児の受入 (実施)					
	医療的ケア児の受入(※1) (課題整理・検討)			(受入)		
コーディネーターとの連携(※2) (受入に向けた情報共有)						
	実績				計画	

(※1)医療的ケア児の受入については、第3期障がい児福祉計画(計画期間:令和6年度～8年度)との整合性を図りながら推進していく。

(※2)「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」のことをいう。

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要	「あいとびあ子ども発達教室ぱる」において、発達に遅れのある就学前の子どもに対して、親子での通所により必要な療育や支援を行い、子どもの成長・発達を支援する。
	基本施策	1-5	子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進		
	事業名	1-5-7	児童発達支援事業の推進		
	担当課	高齢障がい課／子ども発達支援課			

令和6年度までの目標・方針

児童発達支援センターを中核とした地域療育支援体制のもとで、事業の充実を図るとともに、評価と検証を行いながら、児童発達支援センターとの連携や役割についての検討を進める。

② 取組・評価	前年度課題の取組	【子ども発達支援課】令和4年度から、ぱるの主管課が高齢障がい課から子ども発達支援課に移行し、定期的に市、児童発達支援センター、ぱるとの連絡会を実施(令和5年度は11回)し、連携強化を図った。ぱるは、通所事業を継続しながら児童発達支援センターとともに児童発達支援の中核的機能の一端を担いつつ、長年培ってきた地域の保育園や幼稚園との関係性を活かした取組を実施することで、児童発達支援センターと相互に役割を果たしながら、地域の療育・支援を行った。引き続き、児童発達支援センターと、それぞれの役割を担いながら、地域の療育を支えていく必要がある。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため「B評価」とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	児童発達支援センターとの連携や役割の検討 (検討)	→				高年齢障がい課
	ぱるの療育事業 (実施)	→				
			(※子ども発達支援課へ)			
	ぱるとの組織的な連携や役割の検討 (検討)	→				子ども発達支援課
	ぱるの療育事業		(実施)	→		
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要 障がいのある子どもが適切で円滑な就学が出来るよう、教育や医療、保健、福祉等の関係機関と連携を図り、就学相談等による支援を行うほか、様々な教育の場を紹介しながら、子どもが持っている力を伸ばすため、個々の状態に応じてどのような環境や学習が必要かを保護者とともに考え、相談事業を実施する。
	基本施策	1-5	子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進	
	事業名	1-5-8	就学相談等の推進	
	担当課	教育支援課		

令和6年度までの目標・方針	
教育支援センターを中心に、各関係機関と連携を図りながら適切な就学支援を実施し、ニーズに合った就学先を決定できるような相談支援を行っていくほか、その子に適した学習環境を選べるよう、十分な情報提供を行う。	

② 取組・評価	前年度の課題の取組	就学相談については、例年実施している就学相談に加え、教育支援センターや児童発達支援センターで関わっている子どもの情報を共有することにより、円滑な就学相談(令和5年度127件、令和4年度103件)・転学相談(令和5年度81件、令和4年度76件)に結び付けることができた。児童発達支援センターは、ばると協働し、通所者の保護者に対し、就学への不安を払拭できるよう先輩保護者による懇談会を実施した。また、児童発達支援センターでは、就学後も継続的な支援を必要とする児童34人に対し、切れ目のない支援に向けて教育支援センターへ引継ぎ(移行支援)を行った。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	就学相談 (実施)					教育支援課
		移行支援会議による連携 (実施)				
	実績				計画	

① 事業情報

重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要 狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会において、特別支援教育の現状について報告し、助言を受けながら、特別支援教育を推進する。小中学校では、特別支援学級及び巡回指導により、特別支援教室における指導を実施する。 また、特別支援教育悉皆研修会を実施し、全教員が特別支援教育に関する理解と実践力を高める。
基本施策	1-5	子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進	
事業名	1-5-9	特別支援教育の推進	
担当課	教育支援課／指導室		

令和6年度までの目標・方針

引き続き、地域特別支援教育推進連絡協議会、特別支援教育コーディネーター連絡協議会、特別支援教室・学級代表者会等における協議を通じ、各種特別支援教育に係る取組みの質的向上を図るとともに、特別支援教育悉皆研修会を開催し、教員の特別支援教育に係る指導力の向上を図る。

② 取組・評価

前年度 ・ 課題 の 取組	【教育支援課】教育支援センターの専門教育相談員を特別支援教育関連会議に参加させることにより、特別支援教育の現状や課題を共有することができた。また、各小・中学校に巡回相談派遣専門家チームを派遣し(延30回)、通常学級に在籍する支援が必要な児童・生徒に対する指導方法等について教員に指導・助言を行った。また、指導室が主催する特別支援教育悉皆研修に、特別支援教育支援員及び介助員も参加し、障がいへの理解を深めることができた。	前年度の取組に対する評価				
	【指導室】全ての狛江市立小・中学校で特別支援教育の理解・教育を推進するため、特別支援教育悉皆研修会、地域特別支援教育推進連絡協議会(3回)を実施した。地域特別支援教育推進連絡協議会では、協議内容を校長会等を通じて学校にフィードバックする等、学校や地域における特別支援教育に係る課題等を共有することができた。集合型の研修に加え、アーカイブ配信も実施したため、当日参加できなかった教員も動画視聴にて受講することができた。特別支援教育コーディネーター連絡協議会では、学校間や都立特別支援学校との情報交換を通して担当者の理解や狛江市の特別支援教育に関する理解を深めることができた。特別支援学級・教室代表者会については、令和5年度も各学級・教室から情報交換したい内容を事前に集める等、ニーズに合わせた情報交換をすることができた。併せて特別支援教室に係る個別的教育課程編成に向けた講習会を開催することができた。	R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	

【評価の理由】
 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。

③ 年次計画

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
特別支援教育関連会議体への参加による情報共有 (実施)					教育支援課
巡回相談派遣専門家チームによる特別支援教育巡回相談 (実施)					
特別支援教育悉皆研修 (実施)					指導室
特別支援学級・教室代表者会 (実施)					
地域特別支援教育推進連絡協議会 (実施)					
特別支援教育コーディネーター連絡協議会 (実施)					
実績				計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要 拠点校の特別支援教室の教員が学校を巡回し、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導を行う特別支援教室を展開するほか、それぞれの学校におけるケース会議や支援会議の開催、個別の指導計画や学校生活支援シートの作成等を通じて、療育機関や福祉施設をはじめとした特別支援教育の関係機関や家庭との連携を深め、子どもの状況に応じた学習を支援する。
	基本施策	1-5	子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進	
	事業名	1-5-10	学校における発達障がいのある児童・生徒への支援	
	担当課	教育支援課／指導室		

令和6年度までの目標・方針

小学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級「あおば学級」と、中学校に新規に開設する自閉症・情緒障がい特別支援学級の適切な就学と運営を継続する。
また、特別支援教育研修会を開催し、市内の学校に勤務する教員が、発達障がいのある児童・生徒の通常学級における支援のあり方等について学び、指導力の向上を図る。

② 取組・評価	前年度課題の取組	【教育支援課】特別支援学級や通常学級で個別の支援が必要な児童・生徒に対し、円滑に学校生活が送れるよう介助員及び支援員(令和6年3月31日現在:介助員25人、支援員8人。令和5年3月31日現在:介助員24人、支援員8人。)を配置した。狛江第三小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級(あおば学級)では、新4年生3人、新5年生2人、新6年生1人、また狛江第三中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級(E組)では、新1年生6人、新2年生6人、新3年生3人に対し、生徒一人ひとりに対応した指導を行った。また、各小・中学校に専門家チームを派遣し(延30回)、通常学級に在籍する支援が必要な児童・生徒に対する指導方法等について教員に指導・助言を行った。	前年度の取組に対する評価				
		【指導室】教員の指導力向上及び通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒に対する理解や対応についての知識を深めるため、特別支援教育研修会を実施した。研修は、教員のニーズに合わせて3講座を設定し、教員が課題に応じた選択をすることで、研修の効果を高めることができた。また、各学校において学校生活支援シートを活用した指導計画の作成、支援会議の開催等を通して、子どもの状況に応じた学習を支援することができた。狛江第三中学校E組について、狛江第三小学校あおば学級との連携を図るため、特別支援学級・教室代表者会において情報交換を行った。今後も指導方法等、一層密に情報交換をする必要がある。	R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
年次計画	小・中学校の特別支援教室の実施 (実施)					教育支援課
	三小あおば学級(自閉症・情緒障がい特別支援学級)の運営 (実施)					
	自閉症・情緒障がい特別支援学級(中学校)設置・運営 (設置に向けた準備・調整)		● (運営)			
	巡回相談派遣専門家チームによる特別支援教育巡回相談 (実施)					
	特別支援教育研修による教員の指導力向上 (実施)					指導室
	各学校における支援会議の開催 (実施)					
	学校生活支援シートを活用した指導計画の作成 (実施)					
自閉症・情緒障がい特別支援学級(中学校)の人事及び教育課程の管理 (実施に向けた準備)		(実施)				
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要	就学した児童・生徒が円滑に学校生活を送り、必要な指導を受けるための学校生活支援シートや個別指導計画を作成し、それに基づいた支援を行う。 各小中学校で校内委員会を年間複数回実施し、支援の必要な児童・生徒の情報共有をするほか、児童発達支援センターと連携し、適切な指導につなげる。
	基本施策	1-5	子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進		
	事業名	1-5-11	児童・生徒を中心とした支援ネットワークの構築		
	担当課	教育支援課／指導室			

令和6年度までの目標・方針

就学支援シートを活用するとともに、児童・生徒に対して保護者との連携を図りながら、学校生活支援シートを作成するほか、校内委員会の質的向上を図るため、特別支援教育コーディネーター連絡協議会や特別支援教室・学級代表者会を通し、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを交え、情報交換及び協議を行う。また、児童発達支援センターや事業所との連携を図り、切れ目のない支援を行う。

② 取組・評価	前年度の課題取組	【教育支援課】就学後の学校生活が円滑にスタートできるよう、地域の保育園や幼稚園を中心に就学支援シートを配布した。保護者から各学校に90枚の提出があり、クラス編成や学習、生活指導の資料、また支援会議のための資料として活用した。また、教育支援センターの専門教育相談員を特別支援教育関連会議に参加させることにより、特別支援教育の現状や課題を共有することができた。	前年度の取組に対する評価				
		【指導室】特別支援教育コーディネーター連絡協議会及び特別支援学級・教室代表者会において、いずれも都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを交えて実施し、情報交換や協議を行った。また、教育支援センターが実施する巡回相談の活用方法についても共通理解を図ることができた。各学校では学校生活支援シート及び連携型個別指導計画を作成・活用したことにより、障がいのある児童・生徒など一人ひとりに対するきめ細かな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うことができた。校内委員会についても、各学校で特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を複数回開催し、児童・生徒への適切な支援につなげることができた。	R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	特別支援教育関連協議体への参加による情報共有 (実施)					教育支援課
	特別支援教育コーディネーター連絡協議会の開催 (実施)					
	学校生活支援シートを活用した個別指導計画の作成 (実施)					指導室
	校内委員会の開催 (実施)					
実績					計画	

① 事業情報

重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要 地域における子育て支援の中核機関として、子育て家庭の抱える多様な相談に十分に 対応できるよう、センターの専門的機能の充実を図るとともに、関係機関等との連携を強 化し、子どもと子育て家庭を総合的に支援する中心的な役割を担えるようセンターの充実 を図る。 児童虐待対策については、市と子ども家庭支援センターが連携して、虐待対策ワーカー を中心に子どもの相談対応を行うだけでなく、児童相談所等関係機関との定例ケース会 議をはじめ、個別ケース会議等に積極的に参加し、情報を共有して各関係機関との連携 を強化するほか、毎月スーパーバイザーによる困難ケースの検討を行い、相談対応力を 強化する。
基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援	
事業名	1-6-1	子ども家庭支援センターの充実	
担当課	子ども家庭課／子ども発達支援課		

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、事業の展開と充実を図りながら、切れ目のない子どもと家庭への支援を実現するための連携体制の構築に努めるとともに、子育て・教育支援複合施設の中で、支援の入口となる 数居の低い相談体制を確立する。	

② 取組・評価

前年度課題取組 【子ども発達支援課】子ども家庭支援センターの子育てひろばでは、既存の地域組織化事業(ねんねプレイルーム・すくすく測定等)に新たな取組として、子育てひろば利用者が主体となり企画したプログラムを実施した。企画者それぞれが得意な分野を子育てと絡めて他の利用者に共有するという、新たな交流の機会を提供する等、幅広いニーズに対応するサービス提供に努めた。また多様な相談に対し相談者の気持ちに寄り添いながら耳を傾け、必要に応じて関係機関に結び付けるなど適切な対応に努めた(総合相談164件、ひろば相談918件、気持ちの相談58件)。 子育て家庭の負担を軽減するため、子ども家庭在宅サービス(令和5年度一時保育:延87件、ショートステイ:延95件、育児支援ヘルパー:延288件。令和4年度一時保育:延83件、ショートステイ:延25件、育児支援ヘルパー延277件)を提供した。 【子ども家庭課】児童相談受件数は令和4年度から増加(令和5年度223件。令和4年度216件、ともに養育困難件数を含む。)したが、ケース検討会議等で多摩児童相談所職員から助言をいただくなど、児童相談所と連携しながら適切なケース対応に努めた。児童相談システムの活用により、適時適切に情報を共有し、組織的な支援につなげた。また、虐待対策ワーカーは、弁護士、学識経験者によるスーパーバイズを受けることで、児童虐待の法的側面からのアプローチや、困難ケースの検討等、業務への理解を深め、対応のスキルアップを図った。	前年度の取組に対する評価				
	R2	R3	R4	R5	R6
	B	B	B	B	

【評価の理由】
 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。

③ 年次計画

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
総合相談窓口による支援・連携 ●(実施) (設置)					子ども発達支援課
相談支援(子育て相談・ひろば相談)事業 ■(実施)					
子ども家庭在宅サービスの提供・周知 ■(実施)					
地域組織化事業(ねんねプレイルーム・すくすく測定) ■(実施) ※ねんねプレイルームは X					子ども家庭課
児童相談所との情報共有・連携(システム連携の検討含む) ■(実施)			(子ども発達支援課にて実施)	(子ども家庭課において実施) ■(実施)	
児童相談システムによる職員間の情報共有 ■(実施)				■(実施)	
児童虐待対応(児童相談・訪問等) ■(実施)				■(実施)	
定例ケース会議・個別ケース会議の開催 ■(実施)				■(実施)	
スーパーバイズによる相談対応力の強化 ■(実施)				■(実施)	
実績				計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要	従来の教育研究所の機能に加え、児童・生徒の社会的自立に向けた相談及び適応、学習等に関する円滑な支援を行うとともに、市の教育における新たな教育課題への対応と支援を実施する教育支援の拠点として、教育支援センター事業の充実を図る。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援		
	事業名	1-6-2	教育支援センターの充実		
	担当課	教育支援課			

令和6年度までの目標・方針
新たな体制のもと教育支援センター機能を充実させていくとともに、教育相談事業では各関係機関との連携を図りながら、円滑な引継ぎを実施する体制を整える。

② 取組・評価	前年度課題の取組 従来の教育支援センター機能に加え、子育て・教育支援システムの導入や同一建物内に各支援センターが整備されたことに伴い、各センターの職員や専門相談員の連携が円滑になり、切れ目のない支援が可能となった。教育支援センターでは、専門教育相談員(8人)が小学校に週2回、教育支援センターに週1回勤務し、保護者や児童・生徒から延7,231件(令和4年度延6,320件)の相談に対応した。また、小・中学校に1人ずつ配置したスクールソーシャルワーカー(SSW)は、学校や家庭に課題を抱えている児童・生徒(令和5年度:対応児童・生徒数61人、令和4年度:対応児童・生徒数58人)に対し、各関係機関と連携しながら必要な支援につなぐことにより、学校、家庭、地域で安心して過ごせる環境づくりを行った。不登校傾向の児童・生徒が通うゆうゆう教室では、令和6年3月31日現在、小学生4人、中学生15人(体験登録者を除く)が通い、個々のペースで基礎学力の定着や生活習慣の改善を行った。	前年度の取組に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課 教育支援課
	教育に関する資料の収集、調査、研究 (実施)					
	教職員の研究・研修・相談 (実施)					
	教育相談事業 (実施)					
	関係機関との連携・引継ぎ (実施)					
	不登校児童・生徒の適応指導 (ゆうゆう教室等) (実施)					
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要 学校におけるいじめや不登校など思春期の心身の健康問題や発達などについて、子どもや保護者が気軽に相談できる専門窓口の充実を図るほか、市の専門教育相談員を各小学校に配置するとともに、スクールカウンセラー(SC)を全小中学校に配置する。 また、市や子ども家庭支援センターで相談窓口を開設するとともに、SOSカードに掲載することで、相談窓口の周知を行う。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援	
	事業名	1-6-3	学校における相談支援体制の強化	
	担当課	子ども家庭課／子ども発達支援課／教育支援課		

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、児童・生徒に係る相談に適切に対応しながら、市の専門教育相談員や各学校におけるスクールカウンセラー(SC)、教育支援センターのスクールソーシャルワーカー(SSW)等や児童発達支援センターとの連携を密にし、個々の課題の解消に向けた支援や周知に努める。	

② 取組・評価	前年度課題取組 【子ども家庭課】いじめや虐待等で悩んでいる子ども達が自ら相談できるよう相談先を記載したSOSカードを市立小・中学校に在籍する全児童・生徒に配布した(小学校3,924枚、中学校1,393枚)。また、ヤングケアラーに関するリーフレットを作成、配布することで、ヤングケアラーの啓発に努めた。 【子ども発達支援課・教育支援課】令和5年度は、コロナ禍を経て、制限のない生活に戻ったが、精神的に不安定な子どもや登校渋りの子どもに対しては、引き続き丁寧な対応が求められた。子ども家庭支援センターが受理した総合相談:164件(令和4年度161件)のうち教育支援センターへつないだ件数は3件(令和4年度11件)、また児童発達支援センターに通う子どものうち、就学にあたり教育支援センターに引き継いだ件数は、34件であった。教育支援センターでは、専門教育相談員(8人)が小学校に週2回、教育支援センターに週1回勤務し、保護者や児童・生徒から延7,231件(令和4年度延6,320件)の相談に対応した。 スクールカウンセラー(SC)とスクールソーシャルワーカー(SSW)については、日常的に学校現場での情報交換や情報共有を行っているほか、年3回、指導室が開催しているスクールカウンセラー連絡協議会において課題等について協議を行うなど、連携を密に図りながら児童・生徒の支援に努めた。	前年度の取組に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	
【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。						

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	SOSカードの作成・配布 (実施)			(子ども発達支援課にて実施) ヤングケアラーに関するリーフレットの作成・配布 (実施)	(子ども家庭課において実施) SOSカードの作成・配布 (実施)	子ども家庭課
	総合相談窓口による支援・連携 ● (実施) (設置)					子ども発達支援課
	不登校対策支援 (実施)					教育支援課
	教育相談事業 (実施)					
	学校・SC・SSW・児童発達支援センターの連携した支援 (実施)					
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要	狛江市青少年問題協議会や狛江市青少年委員の会議の運営のほか、狛江市青少年健全育成委員会の活動を支援し、総合的な観点から子ども・若者の支援を推進する。また青少年育成団体に対して学校施設の使用料を免除するほか、狛江市青少年問題協議会による青少協だよりの発行をはじめ、青少年の発表及び交流の機会の充実を図り、狛江すくすくコンサートや狛江市青少年委員による中高生フェスティバルなどの青少年活動推進事業を実施する。青少年育成事業に関わる協議会や委員会等が協力し、一体となって子ども・若者支援に取り組むしくみを検討する。
	基本施策	1-7	子どもや若者の居場所の確保と社会参加に向けた支援		
	事業名	1-7-6	青少年育成事業の支援・充実		
	担当課	子ども若者政策課／社会教育課			

令和6年度までの目標・方針	
青少年育成団体に対する学校施設の使用料の免除を継続するとともに、狛江市青少年問題協議会の運営及び狛江市青少年健全育成委員会と狛江市青少年委員の会議の活動を支援し、狛江すくすくコンサートや中高生フェスティバルなどの青少年活動推進事業を行うことで、中高生同士の交流機会を提供する。また、それぞれの活動が関わりを持ちながら継続できるようにしくみづくりを検討する。	

② 取組・評価	前年度・課題の取組	【子ども若者政策課】地域課題解決型子ども議会事業について、前年度の課題を踏まえて、体験事業の充実や周知用動画を作成する等、より周知や事前準備に力を入れ工夫して行い、昨年度より多い小中学生計15人の参加があった(うち1人途中辞退)。事前のワークショップによる検討を踏まえた提案を市議会議場で発表し、主権者としての意識の醸成を図ることができた。 青少年委員の会議については、二十歳を祝う会(旧成人式)の開催に向けて、青少年委員及び当該年度20歳の市民からなる二十歳を祝う会企画実行委員会とともに準備及び運営を行った。青少年委員が地域により根差した委員・団体となるよう東京都青少年委員会連合会(多摩地区青少年委員会連絡協議会)への今後の関わり方について整理するとともに、新たな企画として、中高生から構成される企画実行委員会を立ち上げ、狛江フェスティバルに中高生企画のブースを出店し、中高生の主体性の醸成を図った。 また、青少年健全育成委員会への支援として、4つの団体に計422,339円の補助金を交付し、育成委員会合同事業については昨年度に引き続き茨城県境町へのバスハイクを実施し、計66人の小中学生が参加した。 【社会教育課】青少年育成団体の学校施設使用料を継続して免除したほか、学校施設開放(団体)・体育施設開放(個人・団体)を行った。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	B
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	青少年問題協議会・小委員会(団体間による情報共有) (実施)		子ども・若者・子育て会議(団体間による情報共有) (実施)			子ども若者政策課
	(青少年事業のあり方検討)	(見直し)	(廃止)			
	青少年活動推進事業(中高生フェスティバル) (検討)			青少年活動推進事業(狛江フェス中高生企画) (実施)		
		地域課題解決型子ども議会事業 (実施)				
	青少年委員の会議 (実施)					社会教育課
	青少年健全育成委員会への支援 (実施)					
学校開放事業(青少年育成団体への支援) (実施)						
	実績			計画		

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要	妊婦面談事業(ゆりかご泊江)により、妊娠期から保健師と関わりを持つことで、妊娠期から出産後までのサポートをし、母子の心身の健康などに寄与する。
	基本施策	2-1	産前・産後の支援と父親の育児参加の促進		
	事業名	2-1-1	妊婦面談の充実		
	担当課	子ども家庭課			

令和6年度までの目標・方針
妊娠期からの保健師とのつながりを支援の足がかりとするため、関係機関と連携を深める。また、全数面接を目指し、妊娠届提出の機会を活用するなどして事業の周知を推進する。

② 取組・評価	前年度課題の取組	令和5年度は、569件(対面552件、オンライン15件、訪問2件)の面談を実施した(令和4年度426件。うち対面416件、オンライン10件)。令和4年度に引き続き、利用率向上、育児支援として、面談を利用した妊婦に、育児パッケージ(こども商品券1万円分)を配布し、面談の利用率の向上に努めた。なお、産科との連携が必要なケースへ、この事業の周知を依頼し、効果的な面談の実施につなげたほか、令和5年3月からは出産・子育て応援交付金事業を開始し、さらなる面接の利用率の向上に努めた。これらの事業を活用し、効果的な面談の実施につなげた。面談の結果、支援が必要な妊婦には、地区担当保健師がフォローし、必要に応じて関係機関につなげ、経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施することで、相談機関を身近に感じ、利用しやすいサービスの提供に努めた。面接の利用しやすさを検討し、急な入院や早めの里帰りなど、妊娠中のマイナートラブル時の対応が課題であったため、オンライン面談も活用した。なお、妊娠8か月アンケートを実施することとし、出産をより具体的に考える時期の相談の機会を設ける準備をした。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
		A	B	B	B		
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	ゆりかご泊江事業 ■(実施) ■(関係機関との連携) ■(産婦人科と連携した事業の周知)		(オンライン面談の実施)	出産・子育て応援交付金事業 ■(伴走型相談支援、妊娠8か月アンケート実施)		子ども家庭課
	実績					計画

① 事業情報

重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要 妊婦の健康管理に努め、妊産婦及び乳児の死亡率低下を図るとともに、流・早産、妊娠高血圧症候群、胎児の発育遅延等の母子の障がいを予防するため、妊婦健診受診票により14回までの妊婦健診費用の助成を行う。 また、助産院や都外医療機関で妊婦健診を受け、妊婦健診受診票を使用できなかった妊婦に対して、受診費の助成も行う。
基本施策	2-1	産前・産後の支援と父親の育児参加の促進	
事業名	2-1-2	妊婦健診の充実	
担当課	子ども家庭課		

令和6年度までの目標・方針

引き続き、妊婦面談等の様々な機会を活用しながら、妊婦健診の必要性の周知や助成制度を含めた情報提供・案内をし、妊婦健診が十分に受けられるよう努める。

② 取組・評価

前年度課題の取組	妊娠届出時に配布する「母と子の保健バッグ」に妊婦健康診査受診券(14回)他、里帰り中の健診費用助成についてのチラシを入れ周知した。妊婦面談時には、母子健康手帳等を参照しながら、適切に妊婦健康診査を受診しているかを確認し、必要な情報提供、保健指導を実施した。妊婦健診を里帰りなどで他道府県で受診した場合に、受診費の助成を行っているが、受診券が利用できないことが課題である。	前年度の取組に対する評価				
	また、令和5年度からの事業拡充として、腹部超音波検査の助成回数を1回から4回へ拡充した。新規事業として妊婦健康診査の受診回数が増えることが予測される多胎妊婦に対し、既存の14回に加え、追加で5回までの助成を、生活保護等の世帯の妊婦へ初回産科受診費用助成を開始した。令和5年度の実績はいずれもなかったが、引き続き助成を行っていく。	R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	

【評価の理由】
年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため「B評価」とする。

③ 年次計画

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
妊婦健康診査費用の助成 (実施)					子ども家庭課
(事業の周知)					
			(多胎妊娠健康診査費助成実施)		
			(初回産科受診費用助成実施)		
実績				計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要	出産後、育児等に不安を抱える母親に対して、心身のケアや子育てに関する相談や指導を行い、出産後の母親にかかる様々な負担の軽減を図る。
	基本施策	2-1	産前・産後の支援と父親の育児参加の促進		
	事業名	2-1-3	産後ケアの検討		
	担当課	子ども家庭課			

令和6年度までの目標・方針	
産後ケア事業の実施に向けて、検討を行う。	

② 取組・評価	前年度の課題の取組	産後ケア事業について、実施事業所と情報共有を行いながら、利用申請235件(令和4年度156件)、利用延デイ97件、宿泊型86件(令和4年度延デイ76件、宿泊型68件)であった。市ホームページやゆりかご面談、赤ちゃん訪問等の場で周知を図った。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			A	A	A	A	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、令和6年度までの目標を達成しており、かつ、達成後も概ね計画どおりに事業改善をしながら実施できたため『A評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	産後ケア事業					子ども家庭課
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ■ (検討) ■ (実施) ■ (宿泊型の実施) </div>					
■ (関係機関との情報共有)						
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要 育児や栄養、運動などについて、子どもの健康的な生活習慣の確立と育児不安の解消のため、保健師や心理士等の専門職が育児相談を実施する。 また、妊娠期から産後の育児を通し、不安やストレスを感じている妊婦や母親を対象に「ママの気持ち」相談を実施する。
	基本施策	2-1	産前・産後の支援と父親の育児参加の促進	
	事業名	2-1-7	専門職による相談の実施	
	担当課	子ども家庭課		

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、参加者のニーズに合わせた内容や開催回数、開催方法などを検討し充実させる。	

② 取組・評価	前年度の取組 育児相談(令和5年度延295人。令和4年度延396人)、ママの気持ちの相談(令和5年度18回:延41人。令和4年度12回:延28人)ことばの相談(令和5年度10回:延34人。令和4年度11回:延42人)を実施した。令和4年度に引き続き、育児相談は定員制・事前予約制とした。妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、支援プランの作成や包括的な支援を行うため、令和2年度より子育て世代包括支援センターをあいとびあセンターに設置し切れ目のない支援に努めた。令和5年3月より狛江市出産・子育て応援事業を開始し、経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施することで、相談機関を身近に感じ、利用しやすいサービスの提供に努めた。妊娠期には妊娠8か月アンケートを令和5年6月から実施し、出産をより具体的に考える時期の相談の機会を設けた。	前年度の取組に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	育児相談 (実施)					子ども家庭課
	ママの気持ち相談 (実施)					
	ことばの相談 (実施)					
	子育て世代包括支援センター ● (設置)				こども家庭センターとして運営	
			出産・子育て応援交付金事業 (伴走型相談支援、妊娠8か月アンケート実施)			
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	1	妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	事業概要	すこやか訪問指導(妊産婦・新生児)とその前後で必要とされる妊産婦、乳幼児の家庭を保健師等が訪問し、赤ちゃんの計測や保育の相談、母乳指導等を行う。
	基本施策	2-1	産前・産後の支援と父親の育児参加の促進		
	事業名	2-1-8	母子訪問指導の実施		
	担当課	子ども家庭課			

令和6年度までの目標・方針
引き続き、母親の育児不安の解消に向け、関係機関と連携しながら事業を実施する。

② 取組・評価	前年度の取組	妊娠中、出産前後、育児期を通して、フォローが必要な方へ保健師等が訪問を実施した。助産師によるすこやか訪問件数は、妊産婦・乳幼児の合計で延14件、地区担当保健師の訪問件数は、妊産婦・乳幼児の合計で延361件だった。必要に応じて、医療機関や子ども家庭支援センター、子育て支援の関連部署と連携し、切れ目のない支援を行った。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B		
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	保健師等による家庭への訪問指導 (実施)					子ども家庭課
	(関係機関との連携)					
実績					計画	

① 事業情報

重点施策	2	ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり	事業概要 子育て・教育支援複合施設内(子ども家庭支援センター)に総合相談窓口を開設し、相談者のニーズに合った支援機関へ繋ぐ。
基本施策	2-2	子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	
事業名	2-2-1	子どもに係る総合相談窓口の開設	
担当課	子ども発達支援課		

令和6年度までの目標・方針	
総合相談窓口の円滑な運営を行い、相談者のニーズに合った支援に繋げるとともに、関係機関との繋がりを構築する。	

② 取組・評価

前年度の課題取組	<p>敷居の低い、より相談しやすい相談窓口として、子ども家庭支援センターに設置した総合相談窓口では、引き続き、子どもや家庭に関するあらゆる相談を受けるとともに、相談内容に応じて適切な関係機関(虐待が疑われる場合には虐待対策ワーカー、子どもの発達に係る相談の場合は児童発達支援センター等)へ情報提供することで、相談者のニーズに合った支援機関へ円滑につなげることができた(令和5年度総合相談窓口での相談受理件数164件、うち関係機関へつないだ件数33件、令和4年度総合相談窓口での相談受理件数161件、うち関係機関へつないだ件数44件)。また、ふらっとなんぶの乳幼児家族のスペース「こそだてのわ」にスタッフが出向き、情報交換や相談支援を行った。今後アウトリーチを行う関係機関を増やしていき、さらなる充実に努めていくための検討を行った。</p>	前年度の取組に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6
		A	A	A	A	
		<p>【評価の理由】 年次計画上の項目について、令和6年度までの目標を達成しており、かつ、総合相談窓口の設置により、相談のフンストップ化や、新たにアウトリーチによる関係機関とのつながりを構築し、目標達成後も、概ね計画どおりに事業を推進できているため、『A評価』とする。</p>				

③ 年次計画

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
総合相談窓口による支援・連携					子ども発達支援課
● (実施) (設置)					
■ (関係機関への繋ぎ、情報共有)					
実績				計画	

① 事業情報	重点施策	2	ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり	事業概要 児童館・児童センターや子ども家庭支援センターで実施する子育てひろばのほか、保育園や学童保育所などで、子育て中の親が気軽にいつでも相談できる場の提供や各種プログラムへの参加から相談へつながる機会を設ける。また電話やインターネットなど、様々な手段を用いた相談体制の確保・充実に取り組む。窓口等における相談事業を充実するため、多様な相談内容に対応できる職員体制を整備するとともに、それぞれの相談員が連携を図りながら、利用者への相談や情報提供、コーディネート機能を強化していく。
	基本施策	2-2	子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	
	事業名	2-2-2	専門性のある多様な相談体制の充実	
	担当課	子ども若者政策課／子ども家庭課／子ども発達支援課／児童育成課		

令和6年度までの目標・方針	
利用者支援事業(基本型・特定型・母子保健型)を実施しながら、それぞれの相談員の連携のしきみを構築するとともに、各相談窓口の専門性の向上のため、相談員のスキルアップを図る。	

② 取組・評価	<p>【子ども若者政策課】保護者が保育サービスを円滑に利用できるよう保育サービスコーディネーターを配置し、相談を受けるとともに、個々の状況に応じた保育サービスの情報提供を行っている。他部署とも連携し、情報共有を行うことで支援につなげている。令和5年度の相談件数は237件(令和4年度271件)となり、令和3年度途中から実施しているオンライン相談については、うち11件(令和4年度17件)の相談があり、来庁する時間が比較的取りにくい子育て世帯について、時間や場所に捉われない相談の場を提供することができた。</p> <p>【子ども家庭課】育児相談(令和5年度延295人、令和4年度延396人)を実施し、令和4年度に引き続き、定員制・事前予約制とした。令和4年度に引き続き、利用率向上、育児支援として、ゆりかご面談を利用した妊婦に、育児パッケージ(こども商品券1万円分)を配布し、面談の利用率の向上に努めた。面談の結果、支援が必要な妊婦には、地区担当保健師がフォローし、必要に応じて関係機関につなげた。また、東京都開催の母子保健研修を受講し、技術面の向上を図った。</p> <p>妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、支援プランの作成や包括的な支援を行うため、令和2年度より子育て世代包括支援センターをあいとびあセンターに設置し切れ目のない支援に努めた。令和5年3月から狛江市出産・子育て応援事業を開始し、経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施することで、相談機関を身近に感じ、利用しやすいサービスの提供に努めた。妊娠期には妊娠8か月アンケートを令和5年6月から実施し、出産をより具体的に考える時期の相談の機会を設けた。</p> <p>【子ども発達支援課】子どもや家庭に関するあらゆる相談を受け付ける総合相談窓口では、164件の相談を受け付け、そのうち33件を関係機関へつないだ(つなぎ先: 気持ちの相談(子ども家庭支援センター)3件、児童相談(虐待対策ワーカー)2件、児童発達支援センター21件、教育支援センター3件、ほか4件)。また、また、コロナ禍を経て、対面だけでなく、電話やインターネット(メール)、オンラインといった相談者のニーズに合わせた多様な手段を用意し相談を実施した。(令和5年度 電話87件、メール9件、オンライン0件。令和4年度 電話91件、メール15件、オンライン0件。)令和4年度は新型コロナウイルス感染症により中止していた時期もあったが、令和5年度は子育てひろばを完全実施(時間制限、人数制限の解除)したことで、子育てひろばの利用者数が増加した。一方で、利用中に気軽にスタッフに相談することができるひろば相談の件数は昨年度並みであった(令和5年度利用者数28,527人、ひろば相談918件。令和4年度利用者数19,865人、ひろば相談909件。)ことから、今後も子育て支援の拠点として、各種プログラムの実施、参加から相談へつながる場の提供を広くしていくとともに、乳幼児親子等の居場所へ直接スタッフが出向くことで、相談の充実を図っていく。(令和5年度はふらっとなんぶの乳幼児家族のスペース「こそだてのわ」にスタッフが出向き、情報交換や相談支援を行った。)</p> <p>【児童育成課】児童館・児童センターにおける子育てひろば事業は、相談へつなげる機会の確保に努めた(令和5年度岩戸児童センター延4,812人、和泉児童館:延3,438人、北部児童館:延9,585人、計延17,835人。令和4年度岩戸児童センター延3,532人、和泉児童館:延1,925人、北部児童館:延5,284人、計延10,741人)。学童保育所におけるあそびの広場事業については、36人の参加があった。今後も安心して利用できる体制を確保していく必要がある。</p>	前年度取組に対する評価				
		<p>【評価の理由】年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できていたため『B』とする。</p>	R2	R3	R4	R5

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	実績					
保育サービスコーディネーターによる相談(利用者支援事業 特定型)		●(オンライン相談の実施)				子ども若者政策課
●(関係機関への情報提供)						
利用者支援事業連絡会	●(実施)					
●(検討)	●(実施)					子ども家庭課
相談員の研修及び連絡会への参加によるスキルアップ						
●(実施)						
保健師等による育児相談						
ゆりかご狛江事業(利用者支援事業 母子保健型)						
●(実施)						子ども発達支援課
保健師等の研修参加によるスキルアップ						
●(実施)						
子育て世代包括支援センター(設置)					こども家庭センターとして運営	児童育成課
●(実施)						
●(実施)						
●(実施)						
総合相談窓口事業(利用者支援事業 基本型)						子ども発達支援課
●(実施)						
●(設置)						
●(関係機関への繋ぎ、情報共有)						子ども発達支援課
子ども家庭支援センターにおける子育てひろば事業						
●(実施)						
電話・インターネット相談						児童育成課
●(実施)						
●(オンライン相談の実施)						
●(実施)						
児童館・児童センターにおける子育てひろば事業						児童育成課
●(実施)						
●(実施)						
学童保育所におけるあそびの広場事業						児童育成課
●(実施)	●(実施)					

① 事業情報	重点施策	2	ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり	事業概要	リアルタイムで情報が得られるように、4つの子育てサイトやSNSを活用し、子育てに関する情報提供を行う。 子育てガイドブックに掲載されている情報も含め必要な情報をWEB媒体で発信しながら、子育て世代の市民が執筆・編集する「こまえスマイルぴーれ」も運営していく。
	基本施策	2-2	子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備		
	事業名	2-2-4	多様な媒体による情報提供と双方向コミュニケーションの推進		
	担当課	子ども若者政策課			

令和6年度までの目標・方針

引き続き、様々な媒体を利用し、子育て家庭のニーズに合った情報の提供に努めるほか、子育て支援アプリの検討を進め、家事負担や行政手続きに係る負担の軽減を図るとともに、子育て家庭とのコミュニケーションツールとして、市と子育て家庭の関係性の向上を図る。

② 取組・評価	前年度課題の取組 子育て中の方への情報発信として、SNSでの発信や、こまえ子育てねっとやこまえスマイルぴーれをはじめとした子育てポータルサイトの運用を行い、子育てサイトの閲覧ユーザ数は 49,312ユーザ/年であった。子育てサイトのリニューアルを行い、子育て世代の価値観や生活スタイルの変化に合わせたスマートフォンを中心とした、子育て世代により身近に寄り添えるコンテンツへの再構築を図った。なお、こまえスマイルぴーれのサイト会議は、オンラインも含めて毎月開催した。	前年度の取組に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できているため『B 価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	子育てサイト(子育てねっと、こまえスマイルぴーれ、ここマップ、育ちの森)による子育て情報の発信 (実施)				新子育てサイトによる子育て情報の発信 (実施)	子ども若者政策課
	SNSによる情報発信(Twitter、Facebook) (実施)					
	保護者目線の子育て情報の発信(こまえスマイルぴーれの活動支援) (実施)				新子育てサイトによる子育て情報の発信 (実施)	
	子育て支援アプリの検討 (検討)					
				子育てサイト及びスマイルぴーれのリニューアル (実施)	子ども・子育て情報発信の一元化 (実施)	
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	2	ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり	事業概要 児童館・児童センターや保育園等の機能のほか民間団体等の活力を活かして、地域で子育て中の親子等の交流や子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育てひろばやつどいの広場事業を推進するとともに、既存の地域施設の活用や多様な媒体を用いて、身近な地域で子育て中の親等が交流し、子育てについて、誰でも気軽に情報交換のできる場づくりを進める。
	基本施策	2-2	子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	
	事業名	2-2-5	身近な交流の場の提供	
	担当課	福祉政策課／子ども若者政策課／子ども発達支援課／児童育成課		

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、地域の施設で実施する子育てひろば等を中心に、気軽な相談や情報交換の場を設けるとともに、空き家等を活用した子育て家庭同士や子育て家庭と地域がつながることのできる場も検討する。	

② 取組・評価	前年度の課題取組	<p>【福祉政策課】狛江市多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」を令和5年3月に駒井町3丁目に空き家を活用して開設。機能の一部として子育てひろば(こそだてのわ)を開設し、令和5年度の利用者数は延べ1,743人であった。「こそだてのわ」において気軽に情報交換できる場や地域と子育て家庭がつながる場として運営することができた。</p> <p>【子ども若者政策課】子ども食堂を実施している団体への事業費補助金について、4団体に計240,000円の補助金を交付することで、経済面から子育て世帯の居場所としての機能を持つ地域団体の支援を行った。交付団体数については、収入が多かった団体があったため、4団体に留まった。市内の子ども食堂関連団体にて構成させる連絡会についても、定期的に出席するなど、関係団体との情報共有や意見交換を行った。また、市内で乳幼児家庭向けの居場所を運営している団体との情報共有や事業周知を行った。</p> <p>【子ども発達支援課】令和4年度は新型コロナウイルス感染症により子ども家庭支援センターによる子育てひろばを中止していた時期もあったが、令和5年度は子育てひろばを完全実施(時間制限、人数制限の解除)したことで、子育てひろばの利用者数が増加し、保護者同士の交流や情報交換の場を広げることができた。(令和5年度利用者数28,527人、令和4年度利用者数19,865人。)また、新たな試みとして、ひろば内で定期的に「おもちゃ病院」を実施し、おもちゃの無料修理を行うとともに、地域との交流の機会を設けた。定期的に通信を発行し様々な活動を周知することで、より多くのひろば利用につながる取組を行った。引き続き、子育て支援の拠点として、より多くの親子に利用してもらえようプログラムの改善を図るなどさらなる充実を図っていく。</p> <p>【児童育成課】児童館・児童センターにおける子育てひろば事業は、相談へつなげる機会の確保に努めた(令和5年度若戸児童センター延4,812人、和泉児童館延3,438人、北部児童館延9,585人、計延17,835人。令和4年度若戸児童センター延3,532人、和泉児童館延1,925人、北部児童館延5,284人、計延10,741人)。学童保育所におけるあそびの広場事業については、36人の参加があった。今後も安心して利用できる体制を確保していく必要がある。園庭開放についても、引き続き実施した。</p>	前年度の取組に対する評価													
		<table border="1"> <tr> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> <tr> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </table>					R2	R3	R4	R5	R6	B	B	B	B	
		R2	R3	R4	R5	R6										
B	B	B	B													
<p>【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できているため「B評価」とする。</p>																

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
			ふらっとなんぶの開所 (開所) (子育てひろばの実施)			福祉政策課
	子ども食堂事業、乳幼児家庭向けの居場所事業実施団体等への支援 (実施)					子ども若者政策課
	狛江市空き家等対策庁内連携推進会議への参加 (実施)					子ども発達支援課
	子育てひろば事業(子ども家庭支援センター)による交流の場の提供 (実施)					
	たんぽぽ通信の発行(子ども家庭支援センター) (実施)					児童育成課
子育てひろば事業(児童館・児童センター)による交流の場の提供 (実施)						
園庭開放(保育園)による交流の場の提供 (実施) ✕						
実績				計画		

① 事業情報

重点施策	2	ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり	事業概要 子育ての視点から、子育て家庭や地域の人々の学習機会を充実させ、子育てや家庭教育に関する講座やセミナーを開催するとともに、幼稚園・保育園や小中学校・PTA、公民館やその保育室の活用等による学びの機会を提供し、子ども家庭支援センターでは、言語聴覚士による学習会等を行う。また、BP、NP、CSP、子育て講座などの学習機会を提供するほか、父親向けの講座も開催し、子育てに関する学習に父親が参加する機会も提供していく。 公民館では、「子育てについて考える」等の女性セミナーを開催するとともに、子育てで家に閉じこもりがちな保護者の交流の場として、いきいき子育てルームや学習グループ事業、にこにこ広場を開催し、子育てに関する情報交換や悩みについて、アドバイザーを交えたひと時の居場所づくりに取り組む。
基本施策	2-2	子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	
事業名	2-2-8	子育てや家庭教育に関する学びの機会の充実	
担当課	子ども若者政策課／子ども家庭課／子ども発達支援課／公民館		

令和6年度までの目標・方針

引き続き、よりニーズに合った事業内容を検討しながら各講座等を開催し、充実させていくほか、子育てで家に閉じこもりがちな保護者の交流の場として、子育てに関する情報交換や悩みを共有できる居場所づくりに取り組む。

② 取組・評価

前年度課題取組	【子ども若者政策課】BPは年3回(参加者計26人)、NPを1回(定員に満たず1回は中止)開催し(参加者:6人)子育て世帯の不安等の解消及び交流の場とした。子育て講座についてはオンラインによるプレババを含む父対象の単発講座を第1回(参加者8人)に実施、第2回は対面による父と子が触れ合えるベビーマッサージの講座(参加者7人)を実施することで、父親の子育てへの不安の解消に繋がった。なお、第3回目の講座についてはオンラインによる全3回の連続講座として実施し(参加者6人)、在宅勤務を活用しながらの参加者も見られ、働く親が講座に参加できる機会の提供ができた。	前年度の取組に対する評価				
	【子ども家庭課】妊娠中ママパパ学級(延30回、延559人)、離乳食教室(延26回、延234人)等を実施した。	R2	R3	R4	R5	R6
	【子ども発達支援課】子育て支援の一環として、令和5年度も、子どもの問題行動を減らすとともに、望ましい行動を増やし、効果的な子育てについて学ぶことを目的に「コモンセンス・ペアレンティング(CSP)～ほめる育てる効果的なしつけ～」を実施した(全7回。うち1回は降雪により中止)(令和5年度受講者7人、延べ受講者数38人。令和4年度受講者4人、延べ受講者数20人。)。また、CSPの紹介講座をオンラインで実施(1回)し、10人の参加があった。ババDAYは月1回(4月・5月は2回)全14回、延289人の参加があり、父親同士の交流や子育てに関心を持ってもらう機会を提供した。言語聴覚士による学習会(ことばが伸びる上手な子育て)は3回実施し、各回定員を上回る申込みがあった。CSPはオンライン開催から託児ありの対面講座に実施形式を変更したことで、前回よりも参加者が増加。参加者7人のうち6人が託児利用という結果により、託児ニーズの高さが明らかになった。引き続き、ニーズに合ったプログラムを開催し、子育て中の保護者同士の交流のきっかけづくりに努める。	B	B	B	B	

【評価の理由】
年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できているため『B評価』とする。

③ 年次計画

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
BP(乳児の親)・NP(幼児の親)・子育て講座(母親・父親・祖父母・親子向け講座) (実施)					子ども若者政策課
ママパパ学級、離乳食教室等の実施 (実施)					子ども家庭課
コモンセンスペアレンティング事業 (実施)					子ども発達支援課
ババDAY・言語聴覚士による学習会 (実施) X	(実施)				公民館
女性セミナー事業(Ⅰ、Ⅱ)(→令和4年度から子育てセミナー事業)※ (実施) X	(実施)				
学習グループ保育事業 ※ (実施)					
女性セミナー事業(→令和4年度から子育てセミナー事業)(いきいき子育てルーム) ※ (実施)					
居場所事業(にこにこ広場) ※ (実施) X	(実施)				
実績				計画	

① 事業情報

重点施策	2	ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり	事業概要 子育て支援を目的として活動する市民グループや子育てグループの支援を行うとともに、母子保健事業、子ども家庭支援センター、子育てひろば、児童館・児童センター、公民館の活用等を通じて、子育ての仲間づくりを推進する。 また、育児不安や育児困難解消のため、母親を対象にグループミーティングを行うママンカフェを実施するとともに、生後1〜4か月頃の乳児と母親を対象とした交流事業として、ひよこカフェも実施する。
基本施策	2-2	子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	
事業名	2-2-9	子育て仲間づくり 子育てグループ・子育てサークルの育成・支援	
担当課	子ども若者政策課／子ども家庭課／子ども発達支援課／児童育成課／公民館		

令和6年度までの目標・方針	
子育て家庭同士のつながりや地域資源である市民グループや子育てグループのサポートを通じて、育児への不安感を軽減していくほか、そのサポートを通じて、支援が必要な家庭についても関係機関と連携して対応できる体制を整備する。	

② 取組・評価

前年度 の 取組	【子ども若者政策課】子ども食堂を実施している団体への事業費補助金について、4団体に計240,000円の補助金を交付することで、経済面から子育て世帯の居場所としての機能を持つ地域団体の支援を行った。交付団体数については、収入が多かった団体があつたため、4団体に留まった。市内の子ども食堂関連団体にて構成させる連絡会についても、定期的に出席するなど、関係団体との情報共有や意見交換を行った。チャイルドラインへの支援については、活動を支援するため年額30,000円、チャイルドラインカードの作成に係る費用を補助しカードが市内に配布された。また、地域で子育て支援活動を行っている団体同士をつながりを持たせることで、共通認識を持った活動や団体同士の情報共有を図るため、こまめくぼ1234と連携して団体交流会を2回開催した。	前年度の取組に対する評価				
	【子ども家庭課】ひよこカフェ(12回:延83組)を実施した。ママンカフェについては、利用者の減少、個別支援へ重点を置き令和4年度で終了とした。 【子ども発達支援課】令和4年度は新型コロナウイルス感染症により子ども家庭支援センターによる子育てひろばを中止していた時期もあったが、子育てひろばを完全実施(時間制限、人数制限の解除)したことで、子育てひろばの利用者数が増加し、保護者同士の交流や情報交換の場を広げることができた。(令和5年度利用者数28,527人、令和4年度利用者数19,865人。)さらに、新たな試みとして、ひろば内で定期的に「おもちゃ病院」を実施し、地域との交流につなげるきっかけづくりを行った。また、子ども家庭支援センターのラックに他の子育てひろばや子育てグループの案内を配架するなど、子育てグループの活動支援につなげる取組を行った。 【児童育成課】児童館・児童センターにおける子育てひろば事業は、相談へつなげる機会の確保に努めた(令和5年度岩戸児童センター延4,812人、和泉児童館:延3,438人、北部児童館:延9,585人、計延17,835人。令和4年度岩戸児童センター延3,532人、和泉児童館:延1,925人、北部児童館:延5,284人、計延10,741人)。学童保育所におけるあそびの広場事業については、36人の参加があつた。今後も安心して利用できる体制を確保していく必要がある。 【公民館】子育てセミナー(参加者数:延65人)や、学習グループ保育事業(参加者数:延264人)を実施し、子育て世代の学びを支援した。	R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおり事業を実施できているため「B評価」とする。				

③ 年次計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
子ども食堂、チャイルドラインへの支援 (事業周知)						子ども若者政策課
子育て支援情報交換会 (検討・試行) 試行は未実施 × (実施) ×			(実施)			
ママンカフェ、ひよこカフェ (実施)				× ※ママンカフェ廃止	ひよこカフェ (実施)	子ども家庭課
子ども家庭支援センターによる子育てひろば事業 (実施)						子ども発達支援課
児童館・児童センターによる子育てひろば事業 (実施)						児童育成課
女性セミナー事業(Ⅱ) (→令和4年度から子育てセミナー事業) ※ (実施) × (実施)						公民館
学習グループ保育事業 ※ (実施)						
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	2	ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり	事業概要 市民の意識実態や狛江市男女共同参画推進委員会での計画の推進に関する市長への提言等を踏まえ、狛江市男女共同参画推進計画を推進する。
	基本施策	2-3	男女ともに子育てに向き合うワーク・ライフ・バランスの推進	
	事業名	2-3-1	男女共同参画推進計画の推進	
	担当課	政策室		

令和6年度までの目標・方針

庁内の推進組織による計画の推進・進捗管理を行いながら、狛江市男女共同参画推進委員会による啓発等を進め、ワーク・ライフ・バランスや狛江市における多様な働き方の実現に向けた各種取組みを進める。

② 取組・評価	前年度 ・ 課題 の 取組	男女共同参画推進委員会を年3回開催し、「常識をアップデートしよう」を重点テーマとして、男女共同参画社会の実現に関することについて審議を重ねた。 狛江市人権・男女共同参画推進本部及び庁内委員会を中心に、男女共同参画推進計画の進捗管理・評価を行い報告書として取りまとめた。 男女共同参画推進委員会で収集した情報について、より効果的に市民に周知する工夫が引き続き必要である。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね年次計画どおりに進捗していると判断し『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	庁内推進組織による推進状況の評価					
	(実施)	(見直し)	(実施)			政策室
狛江市男女共同参画推進委員会による計画の推進及び男女共同参画社会の実現に向けての提言						
(検討)	(提言)		(検討)	(提言)	(検討)	(提言)
実績					計画	

① 事業情報	重点施策	2	ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり	事業概要	ワーク・ライフ・バランスの推進について、狛江市男女共同参画推進計画の中で重点目標として位置づけ、市民の意識の醸成に向けたワーク・ライフ・バランスや男女共同参画についての周知・啓発を図るため、フォーラムの開催や情報誌の発行を行うほか、子育てねっとのワーク・ライフ・バランス専用ページによる情報提供を行う。 また、多摩3市男女共同参画推進共同研究会において、3市の市民と連携し、啓発活動を行う。
	基本施策	2-3	男女ともに子育てに向き合うワーク・ライフ・バランスの推進		
	事業名	2-3-2	市民に向けたワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発活動		
	担当課	政策室／地域活性課／子ども若者政策課			

令和6年度までの目標・方針

引き続き、フォーラムの開催や情報誌の発行を継続的に行うことにより、市民目線の推進活動を行うとともに、様々な媒体を活用して必要な情報提供を行う。

② 取組・評価	前年度課題の取組	【政策室】男女共同参画推進だよりについて、令和5年度から誌面のデザイン・レイアウトを市内のデザイナーに発注し、カラー印刷、サイズ持ち運びやすいA5に変更するなどリニューアルして3,000部発行し、市内公共施設、店舗等において配布した。また、6月23日～29日の男女共同参画週間に合わせて、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み・偏見)をテーマに、パネル展を開催したほか、令和5年12月2日(土)にフォーラム「東大生が選ぶ人気No.1教授・瀬地山先生に聞く新しい家族のかたち」を開催し(参加者96人)、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの意識醸成を図った。	前年度の取組に対する評価				
		【地域活性課】例年どおり「女性・シニア・若者・全年齢」それぞれの就職希望者を対象とした「就職活動支援セミナー」(全4回、延64人参加)の開催を通じ、ワーク・ライフ・バランス等を踏まえながら、働き方について向き合うきっかけづくりに取り組んだ。一部セミナー後にハローワーク府中と連携しながら就職面接会を計3回開催し、面接会を通して計6人の就業者につながった。また、自営型在宅ワークの普及・定着化を目的とした女性向けセミナーを企画し、①入門セミナー、②スタートアップセミナー(2回連続講座)、③ビジネススキルセミナーをそれぞれ実施(延52人参加)。追跡調査では12人から回答があり、セミナーをきっかけに、企業やクラウドソーシングから仕事を受注するなど、新たにアクションをしたという回答が11件あった。子育てで両立しながらいきいきと活躍できる新たな働き方を提案した。令和6年度も引き続きセミナー等を通じた啓発活動を行っていく。	R2	R3	R4	R5	R6
		【子ども若者政策課】(一社)日本精神科看護協会が発行しているババカードを配付し、父親の育児参加を図った。父親向けの講座については、ババ向けのNPを1回実施し(参加者6人)、父親同士の子育て世帯としての不安等の解消及び交流の場とした。子育てねっとのリニューアルに伴い、情報発信についての整理を行い、専用ページについても整理したが、今後も引き続き必要に応じてワーク・ライフ・バランス等も含めて子育て世帯への情報提供を行っていく。	B	B	B	B	

【評価の理由】
年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できているため「B評価」とする。

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
フォーラム等の開催・情報誌の発行 (実施)						政策室
多摩3市男女共同参画推進共同研究会における市民に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発活動 (実施)						
就職支援セミナーを活用した意識啓発 (実施)						地域活性課
父親向けの子育て冊子の発行 (実施)						
父親向けの子育て講座の実施 (実施) ✗		(実施)				子ども若者政策課
子育てねっとのワーク・ライフ・バランス専用ページによる情報提供 (実施)					子育てねっど等を活用した情報発信 (実施)	
	実績				計画	

① 事業情報

重点施策	2	ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり	事業概要 子育て家庭におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、事業所との協働を進める。また、事業所向けの働き方に関する制度の紹介や周知等を通じ、市内の事業所の仕事と生活の調和に向けた意識の醸成のほか、育児と仕事の両立についての理解を促す。
基本施策	2-3	男女ともに子育てに向き合うワーク・ライフ・バランスの推進	
事業名	2-3-3	事業所との協働推進	
担当課	政策室／地域活性課		

令和6年度までの目標・方針

市内事業者への支援策等について、狛江市男女共同参画推進計画に沿って検討していくとともに、他部署や関係機関等との連携により情報提供を進める。また、引き続き国・都等が作成したパンフレットや冊子等を広く配布するとともに、情報提供を行い、事業所の意識啓発や理解を促進する。

② 取組・評価

前年度 の 取組 課題	【政策室】男女共同参画推進委員会において、令和4年度東京都女性活躍推進大賞(産業分野)を受賞している株式会社ポーラに視察に伺い、先進的な取組についてお聞きする等情報収集し、事業所への支援の検討に繋げた。	前年度の取組に対する評価				
	【地域活性課】東京都が発行する「ポケット労働法」について、窓口及び市HP上で周知し、雇用に関する制度等の啓発を行った。また、市内事業者に向け、狛江市商工会と連携し、働き方に関する制度等の情報提供を実施した。引き続き「ポケット労働法」や国・都等が作成したパンフレット、冊子等を活用しながら、情報提供を行い、事業所の意識啓発や理解の促進に努める。	R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね年次計画どおりに進捗していると判断し「B評価」とする。				

③ 年次計画

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供 (実施)					政策室
狛江市商工会と連携し、市内事業者に向けた情報提供の実施 (実施)					地域活性課
実績				計画	

① 事業情報

重点施策	2	ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり	事業概要 児童関連施設での乳幼児と小中学生等との世代間の交流や、地域センターや公民館を利用する団体や高齢者団体との世代間交流を促進する。 児童館・児童センターでの中学生の乳幼児とのふれあい体験や、高校生のボランティア活動の実施により世代間交流の充実へとつなげるほか、小学生クラブでは、子育てひろばでの保育体験や乳幼児親子を対象とした催しを行う。各地域センターでは、夏休みに「子ども一日図書室員」を実施し、世代間の交流や地域活動への参加を促進するほか、親子を対象としたミニコンサートや親子の交流を目的とした「元祖☆親子絵手紙教室」を開催する。公民館では、夏休みに子ども体験教室や子ども・中高生スペース、にこにこ広場、子どもの実験教室、いきいき子育てルームを開催する。 また、子どもたちが体力向上と健全育成、学校、学年の枠を超えて交流することを目的としたスポーツ教室やスポーツ大会を開催する。
基本施策	3-2	子育て家庭を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成	
事業名	3-2-9	世代間・異年齢交流の促進	
担当課	地域活性課／福祉政策課／子ども発達支援課／児童育成課 ／社会教育課／公民館		

令和6年度までの目標・方針

引き続き、児童館・児童センターや地域センター、公民館での世代間の交流や地域の交流、親子の交流、地域活動への参加を促進し、交流する場を提供するとともに、少年少女の体力向上と健全育成、交流に向けたスポーツ教室及びスポーツ大会を開催する。また、関係機関と連携しながら空き家等も活用し、地域共生社会の実現に向けた多世代交流を通じて、様々な人たちが「ゆるくつながり、同時に子どもたちの居場所ともなるような場の検討を進める。

② 取組・評価

前年度課題の取組	【地域活性課】8月に子ども一日図書室員を実施し、9人の小学生の参加があった。子ども・親子向け事業では、新たに若戸地域センターでの幼児親子向けに図書室での読み聞かせイベント等を実施した。	前年度の取組に対する評価				
	【福祉政策課】泊江市多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」を令和5年3月に駒井町3丁目に開設。高齢者、子ども、子育てをしている親、障がい者等様々な地域住民が利用している。日常的に積極的な交流が図られることは多くなかったが、ふらっとなんぶによって、お互いの存在を感じられる場所が生まれた。企画したふらっとカフェや手芸のワークショップなどのイベントには、多世代の地域住民が参加し、多世代交流が図られた。その他、よしこさん家への支援についてもCSWの支援により広報に関する協力を引き続き行っている。	R2	R3	R4	R5	R6
	【子ども発達支援課】令和4年度は新型コロナウイルス感染症により子ども家庭支援センターによる子育てひろばを中止していた時期もあったが、令和5年度からは、子育てひろばを完全実施(時間制限、人数制限の解除)したことで、子育てひろばの利用者数が増加し、保護者同士の交流や情報交換の場を広げることができた。(令和5年度利用者数28,527人、令和4年度利用者数19,865人)。また、教育支援センターを通じて小学生や中学生が乳幼児と触れ合う機会を設けたほか、地域の高齢者の経験や知識を活用した「おもちゃ病院」などのプログラムの提供を通じて、世代間交流を図ることができた。	B	B	B	B	

【評価の理由】
年次計画上の項目について、概ね年次計画どおりに進捗していると判断し『B評価』とする。

③ 年次計画

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
子ども一日図書室員 ■(実施) X	■(実施) X	■(実施)			地域活性課
子ども・親子向けイベント ■(実施)					
よしこさん家へのCSWによる支援 ■(実施)					福祉政策課
野川のえんがわ comarchへの事業費補助 ■(実施)					
(仮称)こまえ苑エリアにおける多世代交流拠点設置事業 ■(検討)		■(準備)	●ふらっとなんぶの設置・運営	●ふらっとなんぶの運営	子ども発達支援課
世代間交流の機会の提供 ■(検討)	■(実施) X	■(検討)	■(実施)		
児童館・児童センターにおける世代間・異年齢交流の促進 ■(実施)					児童育成課
ジュニアスポーツ教室・ジュニアスポーツ大会事業 ■(実施)					社会教育課
少年事業(→令和4年度から子ども・若者支援事業)(子どもの実験教室) ※ ■(実施)					公民館
少年事業(→令和4年度から子ども・若者事業)(子ども体験教室)(→令和5年度から子ども・若者向け講座に統合) ※ ■(実施) X	■(実施)				
居場所事業(子ども・中高生スペース・にこにこ広場) ※ ■(実施) X	■(実施)			居場所事業(子ども・中高生スペース)	
女性セミナー事業(いきいき子育てルーム)(→令和4年度から子育てセミナー事業) ※ ■(実施)					
居場所事業(学習フリースペース) ※ ■(試行実施)		■(実施)			
実績					計画

① 事業情報	重点施策	3	児童虐待の予防・防止	事業概要	要保護児童対策地域協議会である狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議を中心として、各関係機関との連携強化等を図るとともに、子ども自身が気軽に相談できるよう、相談窓口等の情報を提供するほか、子ども家庭支援センターや子ども発達支援課で、いじめ、不登校、虐待等の相談に対応していく。また、相談先を記載したSOSカードを小中学生に配布するほか、市の専門教育相談員を各小学校に、東京都のスクールカウンセラーを全小中学校にそれぞれ配置する。
	基本施策	1-8	子どもの人権擁護		
	事業名	1-8-1	相談・カウンセリング事業の推進		
	担当課	子ども家庭課／教育支援課			

令和6年度までの目標・方針

引き続き、狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議を中心とした関係機関の連携のもと、児童・生徒に係る相談に対し適切に対応していくほか、市の専門教育相談員、各学校におけるスクールカウンセラー、教育支援センターのスクールソーシャルワーカー等との連携を密にし、個々の課題の解消に向け支援する。

② 取組・評価	前年度の取組	【子ども家庭課】関係機関との連携強化を図るため、子ども家庭支援ネットワーク会議の代表者会議を1回、実務担当者会議を2回実施した(代表者会議:参加者25人、実務者会議:参加者48人)。代表者会議では多摩児童相談所長から多摩児童相談所管轄内の児童虐待の状況を、実務担当者会議では、明星大学の川松教授から「関係機関との連携のためのケースマネジメント」について講義をいただき、チームによる支援の重要性を再認識するとともに、事例検討により支援方法の共通理解を深めた。また、いじめや虐待等で悩んでいる子ども達が自ら相談できるよう相談先を記載したSOSカードを市立小・中学校に在籍する全児童・生徒に配布した(小学校3,924校、中学校1,393校)。	前年度の取組に対する評価				
		【教育支援課】狛江市立小・中学校に専門教育相談員、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置等を行い、多様な相談に対応した。専門教育相談員による相談受理件数:延7,231件(令和4年度延6,320件)、スクールソーシャルワーカー(SSW)による相談受理件数:61件(令和4年度58件)、虐待対策ワーカーによる児童相談受理件数:223件(養育困難件数を含む)(令和4年度216件)。多様な背景を持つ家庭からの複雑な相談が増えており、関係機関との一層の連携が必要となってきている。	R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね年次計画どおりに進捗していると判断し「B評価」とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	子ども家庭支援ネットワーク会議を通じた連携強化 ■(実施)			(子ども発達支援課にて実施)	(子ども家庭課にて実施) ■(実施)	子ども家庭課
	虐待対策ワーカーによる児童相談 ■(実施)				■(実施)	
	SOSカードの作成・配布による相談窓口の周知 ■(実施)				■(実施)	
	スクールソーシャルワーカー(SSW)・スクールカウンセラー(SC)による相談支援 ■(実施)					教育支援課
	臨床心理士等による教育相談 ■(実施)					
実績					計画	

① 事業情報	重点施策	3	児童虐待の予防・防止	事業概要	広報への掲載やリーフレット配布、講演会等を通し、児童虐待防止に関する知識の普及・啓発を図るとともに、児童虐待防止推進月間(11月)に、市役所2階ロビーにてパネル展示を行い、オリジナルグッズの作成・配布やオレンジリボンピンバッジを着用することで、児童虐待防止の普及・啓発を行う。 また、あらゆる子どもと家庭の相談に対して、的確かつ迅速に対応できるよう、子ども家庭支援センターを中心とした子育て相談ネットワークを構築するほか、狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議の中で、中学校区域の実務担当者による事例検討会議を開催し、関係機関の連携強化を図り、子育てひろば事業では子ども家庭支援ワーカーによる相談対応を行う。 児童館では相談員と子ども家庭支援センターやファミリー・サポート・センターのアドバイザーとの連携を図り、連動した相談ケースにも対応する。
	基本施策	1-8	子どもの人権擁護		
	事業名	1-8-2	児童虐待防止に向けた周知・啓発と関係機関の連携		
	担当課	子ども家庭課			

令和6年度までの目標・方針

引き続き、市民への周知・啓発活動を継続するとともに、狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議に加え、子育て・教育支援複合施設などの関係機関との連携体制を整備する。また、体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解の促進に向け、子ども家庭支援センターや保育園、幼稚園、学校等の施設のほか、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問等の機会も活用し、普及啓発活動を行う。

② 取組・評価	前年度の取組	児童虐待防止推進月間に合わせて、11月14日から30日まで市役所2階ロビーで児童虐待防止のためのパネル展示、チラシと啓発グッズの配布を行った。さらに、児童虐待防止を推進するため、推進月間中に、児童虐待をなくす目的でつくられたオレンジリボンに合わせて、ひだまりセンターをオレンジ色にライトアップする取組を行った。いじめや虐待等で悩んでいる子ども達が自ら相談できるよう相談先を記載したSOSカードを市立小・中学校に在籍する全児童・生徒に配布した(小学校3,924枚、中学校1,393枚)。関係機関との連携強化を図るため、代表者会議を1回開催するとともに、事例検討を中心とした実務担当者会議を2回実施した(代表者会議:参加者25人、実務者会議:参加者48人)。また、健康推進課が実施する妊婦面談やこんには赤ちゃん訪問で気になる妊婦や家庭に健康推進課の保健師と虐待対策ワーカーがともに訪問し、専門的なアドバイスや必要なサービスにつなげる養育支援訪問事業を実施し(5世帯、延37回訪問)、乳幼児期からの相談・支援に努めた。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね年次計画どおりに進捗していると判断し「B評価」とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	子ども家庭支援ネットワーク会議による連携強化 (実施) → (情報共有)			(子ども発達支援課にて実施)	(子ども家庭課にて実施) (実施) → (情報共有)	子ども家庭課
	児童虐待防止推進月間におけるロビー展示等による普及・啓発 (実施)				(実施)	
	事例検討会議 (実施) ✗	(実施)			(実施)	
実績				計画		

① 事業情報	重点施策	3	児童虐待の予防・防止	事業概要	養育家庭「ほっとファミリー」や施設養護等の社会的養護について市民に周知し、意識啓発を図るとともに、子どもを養育する人材の育成を推進する。 また、養育家庭学習会や体験発表会を開催するほか、市役所ロビー展示や市民まつりでのリーフレット配布、関係機関へのポスター掲示等による周知を行う。
	基本施策	1-8	子どもの人権擁護		
	事業名	1-8-3	社会的養護に関わる人材の確保、育成		
	担当課	子ども家庭課			

令和6年度までの目標・方針
引き続き、養育家庭学習会・体験発表会の実施等を通じて、制度の周知に努めるとともに、社会的養護に関わる活動を支援する。

② 取組・評価	前年度の取組課題	里親月間に合わせて、10月18日から26日まで市役所2階ロビーで里親制度理解のためのパネル展示や養育家庭体験発表会チラシ及び啓発グッズの配布を行った。里親(養育)支援機関である多摩フォスタリング機関二葉学園及び多摩児童相談所と連携し、10月28日及び3月2日に制度説明を行った後、里親・元里親から養育体験を語っていただく養育家庭体験発表会を実施した(参加者10月28日:6人、3月2日:15人)。また、狛江市内の関係機関を中心に出席講座を実施し、現場で里親、里子を受け入れる際の配慮点や検討すべき事項について話し合った。(参加者:comarch(こまち)(5月1日実施)7人、和泉児童館(6月16日実施)2人、たんぼひろば(7月22日実施)17人、岩戸児童センター(9月5日実施)5人、ファミリーサポートセンター意見交換会(9月15日実施)12人、民生児童委員研修会(12月25日実施)55人)一定期間、子どもを預かって養育することは、関心があっても容易にできるものではないため、制度の周知に加えて、スポットで預かりを行う養育家庭による一時保育やショートステイといった事業についても検討を行っていく必要がある。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね年次計画どおりに進捗していると判断し『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	養育家庭学習会・体験発表会 (実施)			(子ども発達支援課にて実施)	(子ども家庭課にて実施)	子ども家庭課
	ロビー展示等による制度の周知 (実施)				(実施)	
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	3	児童虐待の予防・防止	事業概要	子どもの権利を尊重し、擁護する意識を醸成するため、子どもの権利条約について、市民や児童関連事業の従事者等に周知を図る。また、教員向けの人権教育研修を実施し、教員の意識向上に努め、さらに各学校の校長・副校長で構成する狛江市人権教育推進委員会において、人権教育啓発資料を作成する。
	基本施策	1-8	子どもの人権擁護		
	事業名	1-8-4	子どもの権利条約の普及啓発		
	担当課	政策室／子ども若者政策課／子ども家庭課／児童育成課／指導室			

令和6年度までの目標・方針

引き続き、市民や関係者の意識の醸成を図りながら、子どもがいじめを「しない」「させない」「見逃さない」ことの重要性を十分に認識できるように、それぞれの取組みの質をさらに高め、子どもがより安心して過ごすことができるように普及啓発を行うほか、保育園では、子どもの権利を尊重・擁護した保育方針に基づく保育を継続する。

② 取組・評価	<p>前年度課題の取組</p> <p>【政策室】市民の人権意識の醸成を図ることを目的に、人権啓発誌「かながえよう 自分ごと・みんなのこと」を作成し全戸配布を行った。また、「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」による人権を尊重するまちづくりを推進するために設置している狛江市人権尊重推進会議を年3回開催した。狛江第五小学校、狛江第六小学校において、人権尊重の意識を身につけてもらうことを目的に、「人権の花」運動を実施するとともに、狛江第一小学校、狛江第三小学校の6年生を対象にした人権メッセージ、狛江第四中学校の3年生を対象にした人権作文の取組を実施した。</p> <p>【子ども若者政策課】(仮称)子ども条例について、子ども・若者・子育て会議において策定スケジュールを示すとともに、講師を招いてのミニ講演会を実施する等、策定に向けて検討・議論を行った。</p> <p>【子ども家庭課】児童虐待防止推進月間に市役所2階ロビーでパネル展示を行うとともに、小・中学校の全児童・生徒に対して、いじめ等の悩みを相談できるよう「子どもの人権110番」「24時間子供SOSダイヤル」等の相談先を記載したリーフレット等を配布し、間接的に子どもの権利の尊重、人権の擁護につながる取組を行った。</p> <p>【児童育成課】各保育施設は、保育所保育指針に基づいた全体的な計画や保育目標に基づき、保育を実施している。保育の内容については、東京都が行う指導検査と合同で検査をし、子どもの権利を尊重した保育が行われているか確認している。また、子どもの権利等に関わる問題を含め、保護者や住民からの苦情等が入れば、必要に応じて情報共有を行い、対応を行っている。</p> <p>【指導室】人権教育研修会はコロナによる制限が解除されたことに伴い、4年振りに集合による研修会を実施した。令和5年度は弁護士山下敏雅先生から「性自認・性的指向の正しい理解と認識」をテーマに講義をいただいた。人権教育推進委員会では各校から担当教員を指名し、研修を含め人権教育の推進に向けた取組を行い、その中で人権課題「子ども」に関する内容も取り上げた。狛江市いじめ問題対策委員会では、各学校の実態と事例等を踏まえ、関係機関からの助言も含め、課題解決へ向けた協議を行った。生活指導主任会・青少年健全育成連絡会では、生活指導に関する各学校の課題を情報共有するとともに、課題解決へ向けた協議を行った。</p>	前年度の取組に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6
B	B	B	B			

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の普及・啓発 ■(実施)					政策室
	人権尊重推進会議 ●(設置) (実施)					
				(仮称)子ども条例 ■(検討)		子ども若者政策課
	児童虐待防止を通じた子どもの権利の普及・啓発 ■(実施)			(子ども発達支援課にて実施)	(子ども家庭課にて実施) ■(実施)	子ども家庭課
	子どもの権利を尊重・養護した保育の継続 ■(実施)					児童育成課
	人権尊重教育研修 ■(実施)					指導室
	人権教育推進委員会 ■(実施)					
	東京都教育委員会人権尊重教育推進校(一小) ■実施(H31・R2)					
	狛江市いじめ問題対策委員会 ■(実施)					
生活指導主任会・青少年健全育成連絡会 ■(実施)						
	実 績				計 画	

① 事業情報	重点施策	3	児童虐待の予防・防止	事業概要 DVIに関して、生活不安や社会からの孤立など様々な悩みや不安を持つ親に対する支援を行うほか、DVを含めた母子等の生活等に係る相談を行い、必要に応じて一時保護施設や母子生活支援施設と連携しながら、その経済的自立と生活の安定に向けた支援を行う。
	基本施策	1-8	子どもの人権擁護	
	事業名	1-8-5	DV等への相談支援の充実	
	担当課	子ども若者政策課		

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、関係機関と連携しながら、それぞれの家庭に寄り添った対応を図る。	

② 取組・評価	前年度課題の取組	令和5年度の相談総数は934件であり、令和4年度(880件)と比較して増加した。相談経路については、本人自身からの相談が多いが、他機関からの経路による相談もあり、引き続き他課や他機関と連携しながら相談支援を行っていく必要がある。また、令和6年4月施行の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等に基づき、令和6年4月からは、女性支援相談員を配置し、研修を含め、関係連絡会への参加、情報共有を行いながら、今後も相談支援を充実させていくための検討・準備を行った。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね年次計画どおりに進捗していると判断し『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	相談支援 (実施)				●女性支援相談員の配置	子ども若者政策課
	関連連絡会等への参加による連携強化 (実施)					
	(情報共有)					
	定例ケース検討会議への参加 (実施)					
(情報共有)						
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	3	児童虐待の予防・防止	事業概要 教育支援センターに配置するスクールソーシャルワーカー(SSW)が、学校では対応しきれない子どもの生活上の課題への対応に向けて、家庭のほか外部の関係機関へのコーディネートを行う。また、狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議の実務担当者会議で、スクールソーシャルワーカー(SSW)の活動について関係機関に周知する。
	基本施策	1-8	子どもの人権擁護	
	事業名	1-8-6	スクールソーシャルワーカーの活動推進	
	担当課	教育支援課		

令和6年度までの目標・方針	
スクールソーシャルワーカー(SSW)の生活指導主任会及び不登校教育相談対策委員会、スクールカウンセラー連絡協議会等への参加により、学校及び関係機関との連携をより密に行うとともに、スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用について学校への周知を継続する。	

② 取組・評価	前年度・課題の取組	スクールソーシャルワーカー(SSW)の相談受件数:61件(令和4年度:58件)。子ども家庭支援ネットワーク会議、生活指導主任会、不登校教育相談対策委員会、スクールカウンセラー連絡協議会等に参加し、学校及び関係機関との連携を行った。また、スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用についてチラシを作成し、学校等に配布した。多様な背景を持つ複雑な相談が増えており、関係機関との一層の連携が必要である。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね年次計画どおりに進捗していると判断し『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	スクールソーシャルワーカー(SSW)による相談支援、コーディネート (実施)					教育支援課
	子ども家庭支援ネットワーク会議への参加 (活動の周知)					
	(情報共有)					
実績					計画	

① 事業情報	重点施策	3	児童虐待の予防・防止	事業概要 子育て・教育支援複合施設内(子ども家庭支援センター)に総合相談窓口を開設し、相談者のニーズに合った支援機関へ繋ぐ。
	基本施策	2-2	子育てで家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	
	事業名	2-2-1 (再掲)	子どもに係る総合相談窓口の開設	
	担当課	子ども発達支援課		

令和6年度までの目標・方針	
総合相談窓口の円滑な運営を行い、相談者のニーズに合った支援につなげるとともに、関係機関とのつながりを構築する。	

② 取組・評価	前年度の取組 敷居の低い、より相談しやすい相談窓口として、子ども家庭支援センターに設置した総合相談窓口では、引き続き、子どもや家庭に関するあらゆる相談を受けるとともに、相談内容に応じて適切な関係機関(虐待が疑われる場合には虐待対策ワーカー、子どもの発達に係る相談の場合は児童発達支援センター等)へ情報提供することで、相談者のニーズに合った支援機関へ円滑につなげることができた(令和5年度総合相談窓口での相談受理件数164件、うち関係機関へつないだ件数33件、令和4年度総合相談窓口での相談受理件数161件、うち関係機関へつないだ件数44件)。また、ふらっとなんぶの乳幼児家族のスペース「こそだてのわ」にスタッフが出向き、情報交換や相談支援を行った。今後アウトリーチを行う関係機関を増やしていき、さらなる充実に努めていくための検討を行った。	前年度の取組に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6
		A	A	A	A	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、令和6年度までの目標を達成しており、かつ、総合相談窓口の設置により、相談のワンストップ化や、新たにアウトリーチによる関係機関とのつながりを構築し、目標達成後も、概ね計画どおりに事業を推進できているため、『A評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	総合相談窓口による支援・連携					子ども発達支援課
	● (実施)					
(設置)						
(関係機関への繋ぎ、情報共有)						
実績					計画	

① 事業情報	重点施策	3	児童虐待の予防・防止	事業概要 児童館・児童センターや子ども家庭支援センターで実施する子育てひろばのほか、保育園や学童保育所などで、子育て中の親が気軽にいつでも相談できる場の提供や各種プログラムへの参加から相談へつなげる機会を設ける。また電話やインターネットなど、様々な手段を用いた相談体制の確保・充実に取り組み。窓口等における相談事業を充実するため、多様な相談内容に対応できる職員体制を整備するとともに、それぞれの相談員が連携を図りながら、利用者への相談や情報提供、コーディネート機能を強化していく。
	基本施策	2-2	子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	
	事業名	2-2-2 (再掲)	専門性のある多様な相談体制の充実	
	担当課	子ども若者政策課／子ども家庭課／子ども発達支援課／児童育成課		
令和6年度までの目標・方針				
利用者支援事業(基本型・特定型・母子保健型)を実施しながら、それぞれの相談員の連携のしつこみを構築するとともに、各相談窓口の専門性の向上のため、相談員のスキルアップを図る。				

② 取組・評価	前年度課題の取組	<p>【子ども若者政策課】保護者が保育サービスを円滑に利用できるよう保育サービスコーディネーターを配置し、相談を受けるとともに、個々の状況に応じた保育サービスの情報提供を行っている。他部署とも連携し、情報共有を行うことで支援につなげている。令和5年度の相談件数は237件(令和4年度271件)となり、令和3年度途中から実施しているオンライン相談については、うち11件(令和4年度17件)の相談があり、来庁する時間が比較的取りにくい子育て世帯について、時間や場所に捉われない相談の場を提供することができた。</p> <p>【子ども家庭課】育児相談(令和5年度延295人。令和4年度延396人)を実施し、令和4年度に引き続き、定員制・事前予約制とした。令和4年度に引き続き、利用率向上、育児支援として、ゆりかご面談を利用した妊婦に、育児パッケージ(子ども商品券1万円分)を配布し、面談の利用率の向上に努めた。面談の結果、支援が必要な妊婦には、地区担当保健師がフォローし、必要に応じて関係機関につなげた。また、東京都開催の母子保健研修を受講し、技術面の向上を図った。</p> <p>妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、支援プランの作成や包括的な支援を行うため、令和2年度より子育て世代包括支援センターをあいどびあセンターに設置し切れ目のない支援に努めた。令和5年3月から狛江市出産・子育て応援事業を開始し、経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施することで、相談機関を身近に感じ、利用しやすいサービスの提供に努めた。妊娠期には妊娠8か月アンケートを令和5年6月から実施し、出産をより具体的に考える時期の相談の機会を設けた。</p> <p>【子ども発達支援課】子どもや家庭に関するあらゆる相談を受け付ける総合相談窓口では、164件の相談を受け付け、そのうち33件を関係機関へつなげた(つなぎ先:気持ちの相談(子ども家庭支援センター)3件、児童相談(虐待対策ワーカー)2件、児童発達支援センター21件、教育支援センター3件、ほか4件)。また、また、コロナ禍を経て、対面だけではなく、電話やインターネット(メール)、オンラインといった相談者のニーズに合わせた多様な手段を用意し相談を実施した。(令和5年度 電話87件、メール9件、オンライン0件。令和4年度 電話91件、メール15件、オンライン0件。)令和4年度は新型コロナウイルス感染症により中止していた時期もあったが、令和5年度は子育てひろばを完全実施(時間制限、人数制限の解除)したことで、子育てひろばの利用者数が増加した。一方で、利用中に気軽にスタッフに相談することができるひろば相談の件数は昨年度並みであった(令和5年度利用者数28,527人、ひろば相談918件。令和4年度利用者数19,865人。ひろば相談909件。)ことから、今後も子育て支援の拠点として、各種プログラムの実施、参加から相談へつなげる場の提供を広げていくとともに、乳幼児親子等の居場所へ直接スタッフが向くことで、相談の充実を図っていく。(令和5年度はふらっとなんぶの乳幼児家族のスペース「こそだてのわ」にスタッフが向向き、情報交換や相談支援を行った。)</p> <p>【児童育成課】児童館・児童センターにおける子育てひろば事業は、相談へつなげる機会の確保に努めた(令和5年度岩戸児童センター延4,812人、和泉児童館延3,438人、北部児童館延9,585人、計延17,835人。令和4年度岩戸児童センター延3,532人、和泉児童館延1,925人、北部児童館延5,284人、計延10,741人)。学童保育所におけるあそびの広場事業については、36人の参加があった。今後も安心して利用できる体制を確保していく必要がある。</p>	前年度取組に対する評価													
		<table border="1"> <tr> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> <tr> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </table>					R2	R3	R4	R5	R6	B	B	B	B	
		R2	R3	R4	R5	R6										
B	B	B	B													
<p>【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できているため「B 優」とする。</p>																

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	保育サービスコーディネーターによる相談(利用者支援事業 特定型)					
	●(実施) ●(オンライン相談の実施)					
	(関係機関への情報提供)					
利用者支援事業連絡会						
(検討) (実施)						
相談員の研修及び連絡会への参加によるスキルアップ						
●(実施)						
保健師等による育児相談						
●(実施)						
ゆりかご狛江事業(利用者支援事業 母子保健型)						
●(実施)						
保健師等の研修参加によるスキルアップ						
●(実施)						
子育て世代包括支援センター(設置)						
●						
総合相談窓口事業(利用者支援事業 基本型)						
●(実施)						
(設置)						
(関係機関への繋ぎ、情報共有)						
子ども家庭支援センターにおける子育てひろば事業						
●(実施)						
電話・インターネット相談						
●(実施) ●(オンライン相談の実施)						
児童館・児童センターにおける子育てひろば事業						
●(実施)						
学童保育所におけるあそびの広場事業						
●(実施) (実施)						
実績						
計画						

① 事業情報	重点施策	3	児童虐待の予防・防止	事業概要 こんには赤ちゃん事業等により、養育支援が特に必要であると判断した家庭に、保健師やヘルパー等が訪問して、養育に関する指導、助言、サービス等により、当該家庭の適切な養育を推進し、虐待の予防や早期発見等につなげる。また、子ども家庭支援ネットワークで健康推進課等と情報を共有し、必要な家庭への家庭訪問等による育児や健康に関する専門相談支援や各種サービスの情報提供、育児支援ヘルパーの派遣等の支援を行う。
	基本施策	2-2	子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	
	事業名	2-2-3	養育支援訪問事業の充実	
	担当課	子ども家庭課／子ども発達支援課		

令和6年度までの目標・方針	
子ども家庭支援センターを中心に、関係機関との連携による充実した支援を目指す。	

② 取組・評価	前年度・課題の取組	養育支援訪問事業では、健康推進課と連携をしながら、虐待対策ワーカーが要支援家庭へ訪問し、養育に関する指導、助言等を行った(令和5年度37件、令和4年度41件)。また、他の子育てサービスの利用が困難な育児ストレス等を抱える家庭に対して、育児及び家事の知識や経験のある援助者を派遣し、母親の身の回りの世話や育児等を行う育児支援ヘルパーの派遣事業を行った(令和5年度37件、令和4年度71件)。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね年次計画どおりに進捗していると判断し『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	養育支援訪問事業 (実施)					子ども家庭課／子ども発達支援課
	養育支援訪問事業研修 (実施)					
	子ども家庭支援ネットワーク会議 (実施・情報共有)			(子ども発達支援課にて実施)	(子ども家庭課にて実施) (実施・情報共有)	
	実績				計画	

① 事業情報

重点施策	3	児童虐待の予防・防止	事業概要 子育ての視点から、子育て家庭や地域の人々の学習機会を充実させ、子育てや家庭教育に関する講座やセミナーを開催するとともに、幼稚園・保育園や小中学校・PTA、公民館やその保育室の活用等による学びの機会を提供し、子ども家庭支援センターでは、言語聴覚士による学習会等を行う。また、BP、NP、CSP、子育て講座などの学習機会を提供するほか、父親向けの講座も開催し、子育てに関する学習に父親が参加する機会も提供していく。 公民館では、「子育てについて考える」等の女性セミナーを開催するとともに、子育てで家に閉じこもりがちな保護者の交流の場として、いきいき子育てルームや学習グループ事業、にこにこ広場を開催し、子育てに関する情報交換や悩みについて、アドバイザーを交えたひと時の居場所づくりに取り組む。
基本施策	2-2	子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	
事業名	2-2-8 (再掲)	子育てや家庭教育に関する学びの機会の充実	
担当課	子ども若者政策課／子ども家庭課／子ども発達支援課／公民館		

令和6年度までの目標・方針

引き続き、よりニーズに合った事業内容を検討しながら各講座等を開催し、充実させていくほか、子育てで家に閉じこもりがちな保護者の交流の場として、子育てに関する情報交換や悩みを共有できる居場所づくりに取り組む。

② 取組・評価

前年度 の 取組	【子ども若者政策課】BPは年3回(参加者計26人)、NPを1回(定員に満たず1回は中止)開催し(参加者:6人)子育て世帯の不安等の解消及び交流の場とした。子育て講座についてはオンラインによるプレババを含む父対象の単発講座を第1回(参加者8人)に実施、第2回は対面による父と子が触れ合えるベビーマッサージの講座(参加者7人)を実施することで、父親の子育てへの不安の解消に繋がった。なお、第3回目の講座についてはオンラインによる全3回の連続講座として実施し(参加者6人)、在宅勤務を活用しながらの参加者も見られ、働く親が講座に参加できる機会の提供ができた。	前年度の取組に対する評価				
	【子ども家庭課】妊娠中ママパパ学級(延30回、延559人)、離乳食教室(延26回、延234人)等を実施した。 【子ども発達支援課】子育て支援の一環として、令和5年度も、子どもの問題行動を減らすとともに、望ましい行動を増やし、効果的な子育てについて学ぶことを目的に「コモンセンス・ペアレンティング(CSP)～ほめる育てる効果的なしつけ～」を実施した(全7回。うち1回は降雪により中止)(令和5年度受講者7人、延べ受講者数38人。令和4年度受講者4人、延べ受講者数20人。)。また、CSPの紹介講座をオンラインで実施(1回)し、10人の参加があった。パパDAYは月1回(4月・5月は2回)全14回、延289人の参加があり、父親同士の交流や子育てに関心を持ってもらう機会を提供した。言語聴覚士による学習会(こたばが伸びる上手な子育て)は3回実施し、各回定員を上回る申込みがあった。CSPはオンライン開催から託児ありの対面講座に実施形式を変更したことで、前回よりも参加者が増加。参加者7人のうち6人が託児利用という結果により、託児ニーズの高さが明らかになった。引き続き、ニーズに合ったプログラムを開催し、子育て中の保護者同士の交流のきっかけづくりに努める。 【公民館】令和5年度は、子育てセミナー(参加者数:延65人)、学習グループ保育事業(参加者数:延264人)、いきいき子育てルーム(参加者数:延423人)、居場所事業(にこにこ広場(参加者数:延47人)を実施し、子育てに関するアドバイザーを交えた「居場所」や学びの場を維持できた。	R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね年次計画どおりに進捗していると判断し『B評価』とする。				

③ 年次計画

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
BP(乳児の親)・NP(幼児の親)・子育て講座(母親・父親・祖父母・親子向け講座) (実施)					子ども若者政策課
ママパパ学級、離乳食教室等の実施 (実施)					子ども家庭課
コモンセンスペアレンティング事業 (実施)					子ども発達支援課
パパDAY・言語聴覚士による学習会 (実施) X	(実施)				
女性セミナー事業(Ⅰ、Ⅱ)(→令和4年度から子育てセミナー事業)※ (実施) X	(実施)				
学習グループ保育事業 ※ (実施)					
女性セミナー事業(→令和4年度から子育てセミナー事業)(いきいき子育てルーム) ※ (実施)					公民館
居場所事業(にこにこ広場) ※ (実施) X	(実施)				
実績				計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	乳幼児の健康を守り、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、未就学の子どもが医療機関で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分を助成する。
	基本施策	1-1	子どもの健やかな成長に向けた支援		
	事業名	1-1-7	乳幼児の医療費助成の実施		
	担当課	子ども若者政策課			

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、適正に医療費の助成を行う。	

② 取組・評価	前年度の取組	医療機関の窓口で提示する医療証の発行や社会保険診療報酬基金への支払いなど、制度の運営に必要な事務手続きを遺漏なく行った。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	医療費助成の実施 (実施)					子ども若者政策課
	実績					計画

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	児童・生徒の健康を守り、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、小中学生を対象として医療機関で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分の一部を助成する。
	基本施策	1-1	子どもの健やかな成長に向けた支援		
	事業名	1-1-8	義務教育就学児の医療費助成の実施		
	担当課	子ども若者政策課			

令和6年度までの目標・方針
引き続き、適正に医療費の助成を行うほか、所得制限の解除についても段階的に実施・検討していく。

② 取組・評価	前年度の課題	医療機関の窓口に表示する医療証の発行や社会保険診療報酬基金への支払いなど、制度の運営に必要な事務手続きを遺漏なく行った。また、令和6年10月からの中学生の所得制限撤廃について、条例改正等の実施に向けた準備を行った。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	A	A	A	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、所得制限撤廃の目標に対して、令和6年10月からの中学生の所得制限撤廃の準備を進め、段階的に対応できていることから『A評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	適正な医療費助成の実施 (実施)					子ども若者政策課
	所得制限撤廃(小学1年生・2年生) (実施)					
	所得制限撤廃(小学3年生から6年生) (検討) → (実施)					
	所得制限撤廃(中学生) (検討) → (実施)					
実績					計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	乳幼児から小中学生までを対象としている医療費助成について、対象を経済的負担がより高まる高校生世代まで拡大し、医療機関で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分の一部助成を検討する。
	基本施策	1-1	子どもの健やかな成長に向けた支援		
	事業名	1-1-9	高校生世代の医療費助成の検討		
	担当課	子ども若者政策課			

令和6年度までの目標・方針	
市内の高校生世代の子どものいる子育て家庭の実情を把握しながら、高校生世代を対象とした医療費の助成について検討する。	

② 取組・評価	前年度の課題	4月から東京都制度の高校生等医療費助成事業(マル青)に事業移行し、医療費助成制度の運営に必要な事務手続きを遺漏なく行った。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			A	A	A	A	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、令和6年度までの目標を達成しており、達成後も計画どおりに事業を実施できたため『A評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	実施方法の調査・検討(高校生世代の医療費助成事業) (検討)	非課税世帯 (実施)	高校生等の医療費助成事業 (準備)	高校生等の医療費助成事業 (実施)		子ども若者政策課
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要 放課後子ども教室の充実を図るため、KoKoA運営委員会を中心に遊びのリーダーやボランティア等の活用を検討し、より地域の人の参画を得られるような事業を推進する。
	基本施策	1-3	子どもの居場所の確保と放課後対策の推進	
	事業名	1-3-2	放課後子ども教室事業(KoKoA)の推進	
	担当課	児童育成課		

令和6年度までの目標・方針

すべての小学校で実施している放課後子ども教室において、中学生から大学生までの遊びのリーダーや高齢者のボランティア等の活用を検討するとともに、より地域に密着した事業を展開する。また、新・放課後子ども総合プランの推進による学童クラブとの連携を進め、プログラムの充実等、放課後子ども教室の更なる充実を図る。

② 取組・評価	前年度課題取組 放課後子ども教室事業については利用者が増えており、需要は大きくなっている。放課後子ども教室運営委員会においては、安全管理員の確保など運営についての議論をメインに行った。各KoKoAで地域の高齢者のボランティア等を活用し、餅つき、手話、けん玉などの事業を展開した。また、令和6年度から7年度にかけて緑野小学校KoKoAの建物整備を行うための検討を行った。	前年度の取組に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	放課後子ども教室事業の運営 (実施)					児童育成課
	地域のボランティア等の活用 (検討) X → (検討) X → (実施)					
緑野小KoKoA建物整備(令和7年度まで) (実施)						
実績					計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	国から示されている新・放課後子ども総合プランを踏まえ、学童クラブと放課後子ども教室(KoKoA)の更なる連携や一体型への展開を進める。 また、子どもたちの放課後環境の改善・充実を図るため、教育委員会と連携し、学校施設の有効活用を検討する。
	基本施策	1-3	子どもの居場所の確保と放課後対策の推進		
	事業名	1-3-3	新・放課後子ども総合プランの推進		
	担当課	児童育成課			

令和6年度までの目標・方針
学童クラブと放課後子ども教室が連携してプログラムを実施できるよう、相互の連携を推進していく。

② 取組・評価	前年度の取組	学童クラブ・放課後子ども教室の連携については、毎月連絡会を行い連携を図り、外遊びを同じ時間に実施している。今後についても、小学校の余裕教室等の調整を行いながら、子どもたちの放課後環境を改善・充実させ、学童クラブ・放課後子ども教室の連携をより一層強化させていく。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	学童クラブ・放課後子ども教室連絡会 (実施)					児童育成課
	小学校への余裕教室等の学童クラブ・放課後子ども教室への活用 (整備)		(整備)			
	学童クラブ・放課後子ども教室の連携したプログラム (実施)					
	小中学校コミュニティスクール導入検討会への参加 (実施)					
実績					計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	乳幼児から高校生世代までのすべての子どもを対象とした事業を展開する子育て支援の拠点施設として、児童館・児童センターの施設機能と事業の充実を図る。児童館・児童センターでは、小学生から引き続き中高生になっても来館してくれるよう、継続的な企画を実施し、利用の促進を図るとともに、ボランティアとして活躍する機会を多く提供することで、働く力を培っていく。また、児童館・児童センターで子どもたちが気軽に相談できるような体制づくりを促進するとともに、放課後子ども教室事業への協力など地域の活動をアシストすることで、幅広い年代の身近な居場所となるように地域との交流を図る。
	基本施策	1-3	子どもの居場所の確保と放課後対策の推進		
	事業名	1-3-4	児童館・児童センターの充実		
	担当課	児童育成課			

令和6年度までの目標・方針	
児童館・児童センター同士の連携だけでなく、学校を含む関係機関とも連携しながら、すべての子どもが利用しやすい居場所としての充実を図る。	

② 取組・評価	前年度の取組	児童館・児童センターの充実に向けた検討について、魅力的な企画を行い、すべての子どもが利用しやすい居場所としての充実に努めた。児童館・児童センターの運営委員会については、小中学校長を委員とすることで学校との連携を深め情報共有を図っている。児童館・児童センターと放課後子ども教室との連携に関しては、放課後子ども教室運営委員会に児童館館長を委員とすることで情報共有を図っている。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	児童館・児童センターの充実に向けた検討 ■(実施)					児童育成課
	継続的な企画の実施 (協議・検討)					
	放課後子ども教室との連携 ■(実施)					
	各児童館運営委員会での近隣小中学校との連携 ■(実施) ✗	■(実施)				
実績					計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要 プレーパークの運営を通じて、子どもの健やかな育ちを支援する。
	基本施策	1-3	子どもの居場所の確保と放課後対策の推進	
	事業名	1-3-5	プレーパークの運営・支援	
	担当課	児童育成課		

令和6年度までの目標・方針

遊びを通して、子どもたちの感性や生きる力を磨いていけるよう、プレーパークの運営を支援する。また、利用者の増加や更なる遊びの機会の提供に向け、出張プレーパークの実施を検討する。

② 取組・評価	前年度 の 取組	プレーパークについては、気軽に行ける遊び場として機能しており、利用者数は年々増加し、令和5年度は14,563人（令和4年度は13,900人）の利用があった。 出張プレーパークとしての活動よりも、今後とも西河原公園において更なる事業の充実を図る検討を重視していく。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	プレーパークの運営支援 (実施)					児童育成課
	出張プレーパークの実施・拡大の検討 (実施・見直し)					
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	中高生の居場所づくりのため、既存施設の活用を図るほか、主に高校生以下の者で構成する高校生以下団体に対して、施設使用料をすべて半額で提供する。
	基本施策	1-3	子どもの居場所の確保と放課後対策の推進		
	事業名	1-3-6	地域センター等既存施設の活用		
	担当課	地域活性課／公民館			

令和6年度までの目標・方針	
中高生の居場所の拡充を検討し、周知するほか、高校生以下団体の施設使用料の減額の継続や、中学生の学習スペースとして提供するなど子どもたちの居場所づくりに取り組む。	

② 取組・評価	<p>【地域活性課】地域センターの運営において、7月21日～8月7日、8月18日～31日の期間中、地域センター図書室の開室時間を午前10時～午後5時に延長し(通常の開室時間は正午～午後5時)、夏季休業中の小中学生たちがより活用できるようにした。また、会員の7割以上が未成年である場合、地域地区センターの利用料は通常半額としている。</p> <p>【公民館】令和5年度は、市立小中学校の一斉閉庁期間に行われる「子ども・中高生スペース」は食の提供も含めて実施(令和5年度参加者数:延べ432人、令和4年度参加者数:延べ340人)することができた。また、高校生以下が主たる団体の施設使用料は半額としている。</p> <p>また、引き続き学習フリースペース事業を実施し、子どもたちが自習できる学習の場を提供した。(令和5年度参加者延べ:256人、令和4年度参加者数:延べ227人)</p>	前年度の取組に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	
【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。						

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	地域センターの運営 (実施)					
夏季休業中の図書室開室時間延長 (実施)						
青少年団体の使用料減額 (実施)						
青少年団体の使用料減額 (実施)						公民館
居場所事業(子ども・中高生スペース) ※ (実施) ✖		(実施)				
		居場所事業(学習フリースペース) ※ (試行実施)	(実施)			
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	子ども・若者の地域活動の場として、夜間及び休日に学校施設である校庭や体育館、特別教室等、狛江第二中学校の武道場の開放を実施するほか、市民グランドや西和泉グランド、元和泉市民運動ひろばの開放を実施する。
	基本施策	1-3	子どもの居場所の確保と放課後対策の推進		
	事業名	1-3-7	学校施設及び体育施設の開放		
	担当課	社会教育課			

令和6年度までの目標・方針
引き続き、子ども・若者の地域活動の場として、関係機関と連携を図りながら、円滑に事業を実施する。

② 取組・評価	前年度の取組	地域活動の場の提供のため、学校施設開放(団体)・体育施設開放(個人)を行った(令和5年度実績 学校開放5,469件、市民グランド47日、西和泉グランド42日、元和泉市民運動ひろば287日)(令和4年度実績 学校開放5,153件、市民グランド44日、西和泉グランド39日、元和泉市民運動ひろば276日)。放課後の子どもの居場所として、毎週金曜日の午後に市民グランドを、毎週木曜日の午後に西和泉グランドを、それぞれ無料で開放した。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	学校開放事業 (実施)				→	社会教育課
	体育施設開放事業 (実施)				→	
	実績				計画	

① 事業情報

重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要 地域における子育て支援の中核機関として、子育て家庭の抱える多様な相談に十分に 対応できるよう、センターの専門的機能の充実を図るとともに、関係機関等との連携を強 化し、子どもと子育て家庭を総合的に支援する中心的な役割を担えるようセンターの充実 を図る。 児童虐待対策については、市と子ども家庭支援センターが連携して、虐待対策ワーカー を中心に子どもの相談対応を行うだけでなく、児童相談所等関係機関との定例ケース会 議をはじめ、個別ケース会議等に積極的に参加し、情報を共有して各関係機関との連携 を強化するほか、毎月スーパーバイザーによる困難ケースの検討を行い、相談対応力を 強化する。
基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援	
事業名	1-6-1 (再掲)	子ども家庭支援センターの充実	
担当課	子ども家庭課／子ども発達支援課		

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、事業の展開と充実を図りながら、切れ目のない子どもと家庭への支援を実現するための連携体制の構築に努めるとともに、子育て・教育支援複合施設の中で、支援の入口となる 数居の低い相談体制を確立する。	

② 取組・評価

前年度 の 取 組 の 評 価	【子ども発達支援課】子ども家庭支援センターの子育てひろばでは、既存の地域組織化事業(ねんねプレイルーム・すくすく測定等)に新たな取組として、子育てひろば利用者が主体となり企画したプログラムを実施した。企画者それぞれが得意な分野を子育てと絡めて他の利用者に共有するという、新たな交流の機会を提供する等、幅広いニーズに対応するサービス提供に努めた。また多様な相談に対し相談者の気持ちに寄り添いながら耳を傾け、必要に応じて関係機関に結び付けるなど適切な対応に努めた(総合相談164件、ひろば相談918件、気持ちの相談58件)。	前年度の取組に対する評価				
	子育て家庭の負担を軽減するため、子ども家庭在宅サービス(令和5年度一時保育:延95件、ショートステイ:延95件、育児支援ヘルパー:延288件。令和4年度一時保育:延83件、ショートステイ:延25件、育児支援ヘルパー延277件)を提供した。	R2	R3	R4	R5	R6
	【子ども家庭課】児童相談受件数は令和4年度から増加(令和5年度223件。令和4年度216件、ともに養育困難件数を含む。)したが、ケース検討会議等で多摩児童相談所職員から助言をいただくなど、児童相談所と連携しながら適切なケース対応に努めた。児童相談システムの活用により、適時適切に情報を共有し、組織的な支援につなげた。また、虐待対策ワーカーは、弁護士、学識経験者によるスーパーバイズを受けることで、児童虐待の法的側面からのアプローチや、困難ケースの検討等、業務への理解を深め、対応のスキルアップを図った。	B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため「B評価」とする。				

③ 年次計画

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
総合相談窓口による支援・連携 ●(実施)					子ども発達支援課
(設置)					
相談支援(子育て相談・ひろば相談)事業 ■(実施)					
子ども家庭在宅サービスの提供・周知 ■(実施)					
地域組織化事業(ねんねプレイルーム・すくすく測定) ■(実施) ※ねんねプレイルームは X					子ども家庭課
児童相談所との情報共有・連携(システム連携の検討含む) ■(実施)			(子ども発達支援課にて実施)	(子ども家庭課において実施)	
児童相談システムによる職員間の情報共有 ■(実施)				(実施)	
児童虐待対応(児童相談・訪問等) ■(実施)				(実施)	
定例ケース会議・個別ケース会議の開催 ■(実施)				(実施)	
スーパーバイズによる相談対応力の強化 ■(実施)				(実施)	
実績				計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	従来の教育研究所の機能に加え、児童・生徒の社会的自立に向けた相談及び適応、学習等に関する円滑な支援を行うとともに、市の教育における新たな教育課題への対応と支援を実施する教育支援の拠点として、教育支援センター事業の充実を図る。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援		
	事業名	1-6-2 (再掲)	教育支援センターの充実		
	担当課	教育支援課			

令和6年度までの目標・方針
新たな体制のもと教育支援センター機能を充実させていくとともに、教育相談事業では各関係機関との連携を図りながら、円滑な引継ぎを実施する体制を整える。

② 取組・評価	前年度課題の取組 従来の教育支援センター機能に加え、子育て・教育支援システムの導入や同一建物内に各支援センターが整備されたことに伴い、各センターの職員や専門相談員の連携が円滑になり、切れ目のない支援が可能となった。教育支援センターでは、専門教育相談員(8人)が小学校に週2回、教育支援センターに週1回勤務し、保護者や児童・生徒から延7,231件(令和4年度延6,320件)の相談に対応した。また、小・中学校に1人ずつ配置したスクールソーシャルワーカー(SSW)は、学校や家庭に課題を抱えている児童・生徒(令和5年度:対応児童・生徒数61人、令和4年度:対応児童・生徒数58人)に対し、各関係機関と連携しながら必要な支援につなぐことにより、学校、家庭、地域で安心して過ごせる環境づくりを行った。不登校傾向の児童・生徒が通うゆうゆう教室では、令和6年3月31日現在、小学生4人、中学生15人(体験登録者を除く)が通い、個々のペースで基礎学力の定着や生活習慣の改善を行った。	前年度の取組に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	教育に関する資料の収集、調査、研究 (実施)				→	教育支援課
	教職員の研究・研修・相談 (実施)				→	
	教育相談事業 (実施)				→	
	関係機関との連携・引継ぎ (実施)				→	
	不登校児童・生徒の適応指導 (ゆうゆう教室等) (実施)				→	
実績					計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要 学校におけるいじめや不登校など思春期の心身の健康問題や発達などについて、子どもや保護者が気軽に相談できる専門窓口の充実を図るほか、市の専門教育相談員を各小中学校に配置するとともに、スクールカウンセラー(SC)を全小中学校に配置する。 また、市や子ども家庭支援センターで相談窓口を開設するとともに、SOSカードに掲載することで、相談窓口の周知を行う。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援	
	事業名	1-6-3 (再掲)	学校における相談支援体制の強化	
	担当課	子ども家庭課／子ども発達支援課／教育支援課		

令和6年度までの目標・方針

引き続き、児童・生徒に係る相談に適切に対応しながら、市の専門教育相談員や各学校におけるスクールカウンセラー(SC)、教育支援センターのスクールソーシャルワーカー(SSW)等や児童発達支援センターとの連携を密にし、個々の課題の解消に向けた支援や周知に努める。

② 取組・評価	前年度課題取組	【子ども発達支援課・教育支援課】令和5年度は、コロナ禍を経て、制限のない生活に戻ったが、精神的に不安定な子どもや登校渋りの子どもに対しては、引き続き丁寧な対応が求められた。子ども家庭支援センターが受理した総合相談:164件(令和4年度161件)のうち教育支援センターへつないだ件数は3件(令和4年度11件)、また児童発達支援センターに通う子どものうち、就学に当たり教育支援センターに引き継いだ件数は、34件であった。教育支援センターでは、専門教育相談員(8人)が小学校に週2回、教育支援センターに週1回勤務し、保護者や児童・生徒から延7,231件(令和4年度延6,320件)の相談に対応した。また、いじめや虐待等で悩んでいる子ども達が自ら相談できるよう相談先を記載したSOSカードを市立小・中学校に在籍する全児童・生徒に配布した(小学校3,924枚、中学校1,393枚)。また、ヤングケアラーに関するリーフレットを作成、配布することで、ヤングケアラーの啓発に努めた。スクールカウンセラー(SC)とスクールソーシャルワーカー(SSW)については、日常的に学校現場での情報交換や情報共有を行っているほか、年3回、指導室が開催しているスクールカウンセラー連絡協議会において課題等について協議を行うなど、連携を密に図りながら児童・生徒の支援に努めた。	前年度取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	SOSカードの作成・配布 ■ (実施)			(子ども発達支援課にて実施) ヤングケアラーに関するリーフレットの作成・配布 (実施)	(子ども家庭課において実施) (実施)	子ども家庭課
	総合相談窓口による支援・連携 ● (実施) (設置)					子ども発達支援課
	不登校対策支援 ■ (実施)					教育支援課
	教育相談事業 ■ (実施)					
学校・SC・SSW・児童発達支援センターの連携した支援 ■ (実施)						
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要 母子家庭等ひとり親家庭の生活上の悩みや相談に応じるため、ひとり親家庭等専門相談員及び母子・父子自立支援員による相談を実施する。また、相談窓口の周知に努めるほか、ひとり親家庭支援策の内容や利用方法について、ひとり親家庭のしおりや子育てガイドブック等により周知を図るとともに、住まい、子育て、教育、仕事、家計、養育費、面会交流など、関係機関とも連携して継続的な支援に取り組む。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援	
	事業名	1-6-4	ひとり親家庭相談支援の充実	
	担当課	子ども若者政策課		

令和6年度までの目標・方針
引き続き、ひとり親家庭等専門相談員と母子・父子自立支援員を中心に、相談対応と支援を重ねながら、様々な方法で周知を行う。

② 取組・評価	前年度の課題取組	母子・父子自立支援員、ひとり親家庭等専門相談員による相談窓口を設置することで、女性やひとり親家庭の方への相談に応じるとともに、関係機関と連携して必要な支援を行っている。また、ひとり親家庭支援事業の利用方法を周知するためひとり親家庭のしおりや子育てガイドブックを各所に配布した。フードバンク狛江によるひとり親支援については、夏休み、冬休み、春休みの年3回実施され周知に協力した。ひとり親家庭等学習支援事業については、学習面・生活面での支援が必要であるとして、令和4年度までは試験的に受け入れをしていた高校生年代について令和5年度から受け入れを行うこととし、時間枠を小学生・中学生枠、中学生・高校生枠の2部制として受講しやすいよう環境整備に努めた。また、引き続き、子どもの学習面、生活面に関する支援を行うとともに、居場所としての機能を持たせることで、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図った。また、フードバンク狛江とも連携をし学習の節目に子どもたちにお菓子を提供していただいた。	前年度の取組に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6	
		B	B	B	B		
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	ひとり親家庭等専門相談員による相談 (実施)					子ども若者政策課
	母子・父子自立支援員による相談支援 (実施)					
	ひとり親家庭のしおりの作成・配布 (実施)					
	子育てガイドブックの作成・配布 (実施)					
	フードバンクによるひとり親支援への協力 (実施)					
	ひとり親家庭への学習支援事業 (実施)			(高校生世代の受入れ)		
	実績					

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	ハローワークとの連携による母子・父子自立支援プログラムや、高等職業訓練促進給付金、教育訓練給付金といった事業を周知、促進することにより、母子家庭等の自立支援を進める。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援		
	事業名	1-6-5	母子家庭等の自立を支援する事業等の促進		
	担当課	子ども若者政策課			

令和6年度までの目標・方針	
相談対応と支援の充実を検討しながら、ひとり親家庭等専門相談員及び母子・父子自立支援員を中心に、引き続きそれぞれの事業を展開する。	

② 取組・評価	前年度の課題取組	母子家庭等の自立支援事業として、母子・父子自立支援プログラムを1件(令和4年度4件)作成、高等職業訓練促進給付金6件、高等職業訓練修了支度金2件(令和4年度高等職業訓練促進給付金7件、高等職業訓練修了支度金2件)、教育訓練給付金2件(令和4年度2件)を支給した。高等職業訓練促進給付金については、令和4年度に引き続き、時限措置として対象資格の拡充・訓練期間の緩和を行いひとり親の就労・自立を支援した。また、ひとり親家庭のしおり等で事業の周知を行っている。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課	
	母子・父子自立支援プログラムの作成 (実施)						子ども若者政策課
	高等職業訓練促進給付金の支給 (実施)						
	教育訓練給付金の支給 (実施)						
	事業の周知 (実施)						
実績					計画		

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	20歳未満の子ども等を扶養している母子家庭及び父子家庭に、入学や就学、技能習得等に必要な資金の貸付を実施する。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援		
	事業名	1-6-6	母子及び父子福祉資金の貸付		
	担当課	子ども若者政策課			

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、制度の周知を図るとともに、円滑に事業を実施する。	

② 取組・評価	前年度の取組課題	母子及び父子福祉資金について7件(令和4年度4件)の新規貸付を行った。また、ひとり親家庭のしおり等で事業の周知を行っている。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	福祉資金の貸付・周知 (実施)					子ども若者政策課
	実績					

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	離婚直後などにより、日常生活に著しく支障のあるひとり親家庭に対して、育児や日常生活の世話など必要な援助を行うホームヘルパーを派遣する。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援		
	事業名	1-6-7	ひとり親家庭ホームヘルプサービス		
	担当課	子ども若者政策課			

令和6年度までの目標・方針	
必要に応じて適切にサービスが利用できるよう相談等の機会を活用し、事業の周知を図るとともに、適切な事業の実施を継続する。	

② 取組・評価	前年度の取組課題	ひとり親家庭ホームヘルプサービスは6人1,011時間(令和4年度:5人1,026時間)の利用があった。派遣事業者と利用者について情報共有を行いながらホームヘルプサービスの円滑な提供に努めた。今後の事業運営の継続に当たっては、事業の担い手となる事業者の更なる確保等が必要となるため、事業者等への声掛けを引き続き行い、事業者等の確保に努める。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課	
	ひとり親ホームヘルプサービス (実施)						子ども若者政策課
	ホームヘルパー派遣事業者との情報共有 (実施)						
	実績				計画		

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の健康の保持や生活の安定・自立、経済的負担の軽減を図る。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援		
	事業名	1-6-8	ひとり親家庭等の医療費の助成		
	担当課	子ども若者政策課			

令和6年度までの目標・方針

引き続き、ひとり親に係る各種の支援制度と連携させながら、必要な方へ制度の周知徹底を図るなど、きめ細かい支援を実施する。

② 取組・評価	前年度の取組課題	医療機関の窓口に提示する医療証の発行や社会保険診療報酬基金への支払いなど、制度の運営に必要な事務手続きを遺漏なく行った。令和5年度末の受給者数:443人(277世帯)、扶助費実績:15,918,525円。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	医療費助成の実施・制度周知 (実施)					子ども若者政策課
	実績					計画

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	父母が離婚、父又は母が死亡、生死不明、1年以上の拘禁、重い障がい、保護命令が出ている、母が婚姻によらない出生等の場合、子どもが18歳になった日の属する年度末日まで、母子・父子家庭又は養育者に対して手当を支給する。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援		
	事業名	1-6-9	児童扶養手当・児童育成手当の支給		
	担当課	子ども若者政策課			

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、ひとり親に係る各種の支援制度と連携させながら、必要な方へ制度の周知徹底を図るなど、きめ細かい支援を実施する。	

② 取組・評価	前年度課題の取組	各手当受給者について、遅滞なく適切に認定及び支給を行った。また、コロナ禍における新しい生活様式に対応するため、令和3年度より児童育成手当現況届の電子申請を行い、令和5年度も継続して実施した。	前年度の取組に対する評価				
		支給実績 児童扶養手当:(延支払児童数)全部支給1,729人、一部支給1,578人、2子加算1,103人、3子加算255人 (支給実績)133,308,310円 児童育成手当:(延支払児童数)育成手当7,124人、障害手当491人 (支給実績)103,784,500円	R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	児童扶養手当・児童育成手当の支給 (実施)					子ども若者政策課
	実績					

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	小中学校に在学する児童・生徒の保護者が経済的理由により就学が困難な場合、就学援助費を支給する。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援		
	事業名	1-6-10	就学援助費の支給		
	担当課	学校教育課			

令和6年度までの目標・方針

引き続き、制度の周知を図るとともに、適切に事業を実施する。

② 取組・評価	前年度の課題取組	小学校申請者348人のうち310人を認定し、計17,142,488円を支給した。中学校申請者166人のうち142人を認定し、計28,055,000円を支給した。また、認定後の給食費については直接充当するよう改善し、保護者の負担軽減を図った。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	就学援助費の支給 (実施)					学校教育課
	実績					計画

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	経済的理由により修学が困難な高等学校又は高等専門学校に在学する生徒に対し、奨学資金を支給する。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援		
	事業名	1-6-11	奨学資金の支給		
	担当課	学校教育課			

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、例規にのっとり適切に事業を実施する。	

② 取組・評価	前年度の取組課題	高等学校に在学する奨学生22人に計2,672,400円を支給した。また、奨学資金審議会の意見を踏まえ、8人を令和6年度の新奨学生に認定した。国や都の就学支援策が充実している状況を踏まえ、今後の本事業の実施について整理する必要がある。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	奨学資金の支給 (実施)	→				学校教育課
	奨学資金審議会の開催 (実施)	→				
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	保護者が病気やその他の理由で一時的に児童の養育ができなくなった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に養育・保護する。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援		
	事業名	1-6-12	ショートステイ事業の充実		
	担当課	子ども発達支援課			

令和6年度までの目標・方針
児童養護施設等と連携し、より利用しやすい事業について検討しながら、引き続き事業の運営・周知を行う。

② 取組・評価	前年度課題の取組	一時的に家庭以外での保育を必要とする家庭に対しショートステイ事業を実施した(令和5年度実人数10人、延95日。令和4年度実人数4人、延25日)。利用者のうち8人、延86日は、要保護世帯の利用であったが、子どもがショートステイを利用することにより、安定した親子関係の維持につなげることができた。二葉学園との事業連絡会(令和5年4月、令和6年3月)を実施し、令和5年度にサービスを利用した要保護児童についての情報交換等を行った。また、アレルギー対応等のガイドラインを策定することで、サービス利用上の安全性の向上を図った。事業の周知に関しては、市HP・こまえ子育てねっと、市が発行している刊行物「暮らしの便利帳」「子育てガイドブック」のほか、子ども家庭支援センターのパンフレット等に案内を掲載した。					
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	ショートステイ事業の実施 (実施)					子ども発達支援課
	実施事業者(二葉学園)との連絡会 (実施)					
	事業周知 (実施)					
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業として事業を実施し、課題となっている、いわゆる子どもの貧困の問題への対応を図るとともに、関係機関と連携して、地域のボランティアなどにより、広く支援の必要な子どもに対して学習支援を行う。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援	
	事業名	1-6-13	学習支援事業の推進	
	担当課	福祉相談課／子ども若者政策課		

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、訪問型の学習支援事業を行い、生活状況等も把握しつつ、各関係機関とも積極的に連携を図りながら支援にあたるほか、ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業を実施する。	

② 取組・評価	前年度の取組 課題	【福祉相談課】子どもの学習・生活支援事業では、学習支援ボランティア約40人の協力のもと、小中学生34人に対して、個別の学習支援を行った。コロナ禍においても、市の会議室を活用することにより、事業を継続してきたが、そこへの参加が難しい子どものニーズにより、今年度は、訪問型の学習支援を再開し、小中学生7人の利用につながった。また、ボランティア同士が交流する機会、訪問型の事業を知っていただく機会として、ボランティア交流会を開催した。課題として、市の会議室での実施に伴い、学習支援ボランティア登録者数は増加したが、訪問型に対応できるボランティアは、限定的であるため、今後、協力を得られるようにフォロー体制の充実を図る必要がある。	前年度の取組に対する評価				
		【子ども若者政策課】ひとり親家庭等学習支援事業については、引き続き、子どもの学習面、生活面に関する支援を行うとともに、居場所としての機能を持たせることで、ひとり親家庭の子どもたちの生活の向上を図った。令和5年度から小学生・中学生・中学生・高校生・高校生2部制とし、6月にはコミュニケーションイベント、10月には相互協力を引き出すボードゲーム等を活用したイベント、12月にネイティブによる英会話を交えたクリスマスイベントも2部制で年齢に応じた内容で開催し、過ごしやすい居場所の運営に努めた。また、フードバンク狛江とも連携をし学習の節目に子どもたちにお菓子を提供していただいた。	R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。					

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	生活困窮者自立相談支援事業による学習支援・生活支援(こまYELL(エール)) (実施)					福祉相談課
	ひとり親家庭への学習支援事業 (実施)			(高校生世代の受入れ)		子ども若者政策課
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	市内で子ども食堂事業を実施している市民団体と連携し、子どもやその家庭の居場所を確保するとともに、必要な支援につなげる。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援		
	事業名	1-6-14	子ども食堂の推進		
	担当課	子ども若者政策課			

令和6年度までの目標・方針
引き続き、市内で活動している子ども食堂と連絡協議会を中心に連携を図りながら、子ども食堂事業の運営をサポートし、事業の周知を行う。

② 取組・評価	前年度の取組課題	子ども食堂を実施している団体への事業費補助金について、4団体に計240,000円の補助金を交付することで、経済面から子育て世帯の居場所としての機能を持つ地域団体の支援を行った。交付団体数については、収入が多かった団体があつたため、4団体に留まった。市内の子ども食堂関連団体にて構成させる連絡会についても、定期的に出席するなど、関係団体との情報共有や意見交換を行った。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため「B評価」とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	子ども食堂事業費の補助 (実施)					子ども若者政策課
	子ども食堂連絡会への参加・情報共有 (実施)					
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要 NPO法人フードバンク狛江が実施しているフードバンク事業を通じて、支援を必要とする子育て家庭へ食料支援を実施する。
	基本施策	1-6	悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援	
	事業名	1-6-15	フードバンクを通じた食料支援	
	担当課	福祉相談課／子ども若者政策課／学校教育課		

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、子育て家庭への食料支援が適切に行われるよう、庁内の関係部署と連携しながら事業の周知等の協力を通じて、NPO法人フードバンク狛江の活動を支援する。	

② 取組・評価	前年度課題の取組 【福祉相談課】生活困窮者の相談窓口こまYELL(エール)にて、NPO法人フードバンク狛江の協力による食料支援を実施している。支給件数は、令和4年度:1,207件、令和5年度:1,458件と増加している。子どもの学習・生活支援事業においては、イベントの機会をとらえ、子どもたちにお菓子等の提供を行った。令和4年度に引き続き、今年度も国の補助金を活用し、フードバンク狛江の活動費の支援に充てることができた。 【子ども若者政策課】ひとり親家庭への食料支援事業について、児童扶養手当の現況届のお知らせにチラシを同封する等連携した周知を行った。また、ひとり親家庭等学習支援事業では、学習の節目に子どもたちにお菓子を提供していただく等、フードバンク狛江と連携した事業運営を行っている。また、フードバンク狛江によるひとり親支援については、夏休み、冬休み、春休みの年3回実施され周知に協力した。 【学校教育課】就学援助の認定通知に、フードバンク狛江のチラシを同封し就学援助受給世帯への周知を行った。	前年度の取組に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6
		A	B	B	B	
【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。						

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	生活困窮者自立相談支援事業による学習支援・生活支援(こまYELL(エール)) (実施)					福祉相談課
	継続的な活動場所の提供・周知 (実施)					
	就学援助世帯への食料支援の周知にかかる調整 (実施)					子ども若者政策課
ひとり親家庭への食料支援協力 (実施)						
就学援助世帯への食料支援の周知 (実施)					学校教育課	
実績					計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要 児童館・児童センターで中高生のための時間やスペースを確保するとともに、居場所として中高生たちが定着し活用が図られるよう取り組む。また、事業者との連携を図り、中高生のためのスポーツやクッキング、キャンプ等の行事を継続的に行い、小学1年生からの継続した利用を促進する。 また、中学校の部活動とも連携することで、中高生の居場所づくりを進める。
	基本施策	1-7	子どもや若者の居場所の確保と社会参加に向けた支援	
	事業名	1-7-2	児童館・児童センターの活用	
	担当課	児童育成課		

令和6年度までの目標・方針

引き続き、児童館・児童センターにおいて、中高生のための音楽や芸術などの魅力のある事業を実施し、居場所としての充実を図りながら、中高生の継続来館へとつなげる。また、子どもの多様なニーズへの対応に向けた事業の整理や検討等を行うため、岩戸児童センター、和泉児童館、北部児童館の3施設で連携を図る。

② 取組・評価	前年度の課題 ・ 取組	各児童館・児童センターにおいて、中高生向けのプログラムの実施やボランティアとして活動してもらうことで、居場所としての充実を図った。また、プログラムやテスト前の期間にセンターのチラシを中学校へ掲示を依頼し、各児童館・児童センターにおいて開催される年2回の運営委員会で中学校長に事業の説明をするなど、周知に努めた。 児童館・児童センターの他の施設の状況をそれぞれに周知することで、3施設の情報交換を行い連携を深めた。	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	児童館・児童センターの居場所としての充実 (実施)					児童育成課
	児童館・児童センター3施設の連携 (実施) ×	(実施)				
	中高生向け体験型行事 (実施) ×	(実施)				
	中学校・部活動への周知 (実施) ×	(実施)				
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要 ひきこもり等の子ども・若者の日常の居場所や体験の場の提供等を行うホワイトパレットの活動を支援するなど、社会とのつながりが薄く、孤立しがちな子どもや若者たちが支援や相談とのつながりが持てるよう、その居場所を確保する。
	基本施策	1-7	子どもや若者の居場所の確保と社会参加に向けた支援	
	事業名	1-7-5	子ども・若者の居場所の確保	
	担当課	福祉政策課／子ども若者政策課		

令和6年度までの目標・方針

子どもや若者にとって、公民館、図書館、地域センター、地区センター、体育施設、学校施設等の公共施設が、身近で安心かつ誰もが利用しやすい居場所となるような整備と運用に努めるほか、フリースクールへの支援や連携を実施する。

② 取組・評価	前年度の取組 【福祉政策課】狛江市多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」を令和5年3月に駒井町3丁目に開設。令和5年度「子ども若者ルームタルトタタン」の延べ利用者数は1,020人であった。担当カウンセラーが、遊びの中から日々の子どもの困りごとや悩みを聞いている。また、学校に行っていない子どもについての問い合わせも入っている。「スタディールームふらっと」の延べ利用者数は129人。数名の小学校4年生から5年生の子どもたちが継続して利用しており、「スタディールームふらっと」があることで学習習慣の定着に寄与していると考えている。また、利用している子どもにポイントカードを渡しており、ポイントカードがたまると文具をプレゼントする仕組みを導入し、この仕掛けが動機付けになって利用した子どももいる等、学習のきっかけづくりの一つとすることができた。 【子ども若者政策課】地域におけるサードプレイスの確保を目指し、子ども・若者の居場所事業を令和5年度から野川のえんがわこまちにて開始し、子ども・若者の居場所や相談の場の確保を図った。引き続き、地域におけるサードプレイスの確保について検討していく必要がある。その他、若者の居場所支援として、子どもや若者が利用できる市内の居場所について一覧となるマップをホームページ上で公開している。また、地域で若者の居場所を運営している団体と定期的に情報交換を行うなど地域の居場所確保に向けて互いに連携をしている。	前年度の実績に対する評価				
		R2	R3	R4	R5	R6
		B	B	B	B	
【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。						

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
			ふらっとなんぶの開所 ● (開所) (子ども若者向けの居場所の実施)			福祉政策課
	フリースペース等事業への助成・連携 ● (実施)			子ども・若者の居場所事業 ● (実施)		子ども若者政策課
	子ども・若者の公共施設の活用に向けた情報発信 ● (検討)			(廃止)		
						実績
						計画

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要 様々な困難、悩みを抱えた若者に対する支援窓口を明確化し、迅速かつ適切な支援の提供を図る。
	基本施策	1-7	子どもや若者の居場所の確保と社会参加に向けた支援	
	事業名	1-7-8	若者に係る相談支援の充実	
	担当課	福祉相談課／子ども若者政策課		

令和6年度までの目標・方針

様々な課題を抱えた若者とその家族に対する支援窓口の情報をまとめた若者支援ガイドを配布するとともに、地域若者サポートステーション等の支援内容に応じた関係機関による相談や就学に向けた支援につなげる。

② 取組・評価	前年度課題の取組	【福祉相談課】アウトリーチに係る補助金を活用し、訪問や通院同行等の支援アプローチを継続している。心身の状態を崩し、思うように生活を立て直せず、相談が長期化している方もあり、より丁寧な支援が必要となっている。ひきこもりの相談から生活困窮者自立相談支援機関「こまYELL(エール)」の就労準備支援事業につながった例もあった。生活困窮者・生活保護受給者・参加支援(重層的支援体制整備事業)と対象者を広く受け入れられるよう、就労準備支援事業の充実を図った。	前年度の取組に対する評価				
		【子ども若者政策課】令和4年度より新たに定期的な相談の場として若者相談事業を開始し、令和5年度は、延13人(令和4年度延15人)が相談に訪れた。本相談窓口のみでは対応が難しい案件については、市関係機関や医療機関等につなぐなど個々のケースに応じた支援を行った。あわせて、ひきこもり等の生きづらさを抱える若者の講演会兼相談会を年3回実施した。また、関係相談窓口を掲載した若者支援ガイドについては、掲載内容やより対象の世代の手にとって使いやすいデザインの変更を行う等、見直しを図った上で、様々な生きづらさを抱える若者及びその家族等を含めて幅広い年代の方の目に触れるように周知を図った。若者の居場所支援としては、子どもや若者が利用できる市内の居場所について一覧となるマップをホームページ上で公開している。	R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	生活困窮に関する相談支援、関係機関の紹介 (実施)					福祉相談課
	関係相談窓口の情報提供 (実施)					
	若者支援ガイドによる情報提供 (実施)			若者支援ガイドのリニューアル		子ども若者政策課
			若者向けの相談窓口の設置 (実施)			
	実績				計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要 子育て家庭の経済的な自立支援に向け、ハローワーク府中や東京しごとセンター多摩との連携等による就業情報を提供する。また、各種就業情報の提供のほか、ハローワーク府中と共催した就職支援セミナーや、東京しごとセンター多摩と共催した模擬面接会を開催する。
	基本施策	2-2	子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	
	事業名	2-2-6	就労支援情報の提供の促進	
	担当課	地域活性課		

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、各種就業情報の提供と事業の周知を行っていくほか、ハローワーク府中と共催で若者向け就職支援セミナーを実施する。	

② 取組・評価	前年度・課題の取組	令和5年度は、ハローワーク府中と連携しながら、就職活動支援セミナーを実施。①女性を対象としたセミナーを1回(参加者:30人)、②シニアを対象としたセミナーを1回(参加者:23人)、③若年層を対象としたセミナーを1回(参加者:5人)、④全年齢を対象としたセミナーを1回(参加者:6人)開催し、ワーク・ライフ・バランス等を踏まえながら、働き方について向き合うきっかけづくりに取り組んだ。また、セミナーに連動しハローワーク府中と連携しながら就職面接会を計2回開催し、面接会を通して計6人の就業者につながった。また、ハローワーク府中や東京しごとセンター多摩と連携し、市ホームページ等を通じて就業情報や支援セミナー情報を提供した。	前年度の取組に対する評価				
		令和6年度も、引き続きセミナーの開催等を通じて、経済的な自立につながる就職を支援する。また、ハローワーク府中や東京しごとセンター多摩と連携しながら各種就業情報の提供と事業の周知を行う。	R2	R3	R4	R5	R6
		【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。	B	B	B	B	

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	若者向け就職支援セミナーの実施 (実施)				→	地域活性課
	実績					

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	情報があっても届きにくかったり、自らの支援につなげていくことが困難な家庭について、支援者がそれぞれの家庭に寄り添い支援を行えるよう、アウトリーチ型の情報提供方法を検討する。
	基本施策	2-2	子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備		
	事業名	2-2-7	アウトリーチ型情報提供の検討		
	担当課	子ども若者政策課/子ども家庭課			

令和6年度までの目標・方針
関係機関等も含めた地域の資源を活用し、情報が届きにくい家庭等への情報提供の具体的な方法を検討する。

② 取組・評価	前年度の取組	【子ども若者政策課】子育て世帯の孤立を防ぎ、支援につなげるため、令和2年度にツール型アウトリーチ支援や訪問型アウトリーチ支援の2点について子育て世帯とのタッチポイントという視点から検討を行った結果、訪問型の方が望ましいが、実施に当たっての課題であるリソース不足という点について、今後も引き続き検討を進めていく。また、一方で、事業NO.2-2-4「多様な媒体による情報提供と双方向コミュニケーションの推進」の中でも子育て世帯とのコミュニケーションの向上に向けた検討を行っていくことから、その取組ともあわせてアウトリーチ型情報提供の検討について進めていく必要がある。	前年度の取組に対する評価				
		【子ども家庭課】令和5年3月1日から、狛江市出産・子育て応援交付金事業を開始し、伴走型相談支援の一環として、母子手帳アプリを導入し、対象者にプッシュ型の情報発信を行う仕組みを構築した。令和5年度から提供を開始した。	R2	R3	R4	R5	R6
			C	C	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため「B評価」とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	関係機関を活用した子育て家庭への情報提供					子ども若者政策課
	(検討)	(実施) X	(検討)			
情報が届きにくい家庭への情報提供					子ども家庭課	
(実施方法検討)	(実施) X	(実施方法検討)				
母子手帳アプリによる情報提供						
(実施) ● (プッシュ型の情報提供の開始)						
実績					計画	

① 事業情報	重点施策	4	子どもの貧困対策の推進	事業概要	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、中学3年生までの子どもを養育している保護者等に対して、児童手当を支給する。
	基本施策	2-2	子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備		
	事業名	2-2-11	児童手当の支給		
	担当課	子ども若者政策課			

令和6年度までの目標・方針	
引き続き、制度の確実な周知及び支給を行う。	

② 取組・評価	前年度の取組課題	手当の支給に必要な事務手続き及び案内を遺漏なく行った。(延支払児童数)児童手当79,088人、特例給付14,710人、(支給実績)958,715,000円	前年度の取組に対する評価				
			R2	R3	R4	R5	R6
			B	B	B	B	
			【評価の理由】 年次計画上の項目について、概ね計画どおりに事業を実施できたため『B評価』とする。				

③ 年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	担当課
	児童手当の支給(実施)					子ども若者政策課
						<p style="text-align: center;">(制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象の高校生年代までの引き上げ、 ・所得制限の撤廃 ・第三子加算の拡充
実績					計画	